

昭和三十四年三月  
文化財調査報告第六集

長者原廃寺跡

— 衣川村所在

膽澤城跡

(第二報) — 水沢市所在

岩手県教育委員会

岩手県教育委員会

長者原廢寺跡

田板  
中橋  
喜多  
美源

## 序 文

長者原廢寺跡は、胆沢郡衣川村に所在し、平泉町の関山中尊寺とは、衣川の清流を隔てて指呼の間に相對する位置にある。古來より金売吉次屋敷跡と伝えられてきた由緒ある遺跡である。

今般、この遺跡の調査が行われるに至つたのは、本遺跡が昭和三十二年七月に指定せられた岩手県指定史跡であるとともに、衣川村において耕地整理事業が計画され、近々施業が開始されることになつた結果、当教育委員会は衣川村と共催し事前発掘調査を行うことによつて本遺跡の學術的価値を明らかにするとともに、今後の保護について、なお一般の協力を願う必要があつたからである。

幸いに本調査は、昭和三十三年四月十五日より四月二十一日までの一週間、極めて短時日にもかかわらず、好天裡に調査員諸氏並びに地元当局および村民各位の積極的な御尽力によつて多大の成果を獲ることができた。また、河北新報社は、当教育委員会の希望により特に航空写真による記録を実施御協力いただいた。今般調査結果を報告するに当り、銘記して謝意を表する次第である。

史跡膽沢城跡の遺構とその史的意義については、さきに「文化財調査報告第四集」（昭和三十二年三月本庁発行）により報告したのであるが、今般図らずも指定地内における現状変更（幹線水路工事）に伴い、指定地内の一部分であるが緊急調査の結果を発表することになつた。従つて本報告は前記調査報告の追録ともいう

べきものである。

発掘調査は、昭和三十三年十一月四日から十日までの一週間であり、現状変更予定地内の遺構の探索および調査を行ったのである。これには、本県文化財専門委員板橋 源、田中喜多美両氏および文化財保護委員会より再び齋藤 忠博士を遠路わざわざしたのであるが、その結果、西門跡と推定される遺構を新たに発見し、貴重な成果をおさめたのである。本報告にあたり前記調査員諸氏、地元水沢市当局その他本調査に御協力を賜った多くの方々に対し深甚の謝意を表する次第である。

昭和三十四年三月

岩手県教育委員会教育長 赤 堀 正 雄

## 目次

第一章 長者ヶ原遺跡の歴史的考察	一
第一節 遺跡の位置	一
第二節 従来 of 所説	三
第三節 金 売 吉 次	八
第二章 調査の経過	二五
第三章 調査の成果	二九
第一節 四 周 土 塁	二九
第二節 南 門 跡	三一
第三節 本 堂 跡	三四
第四節 西 方 塔 跡	三五
第五節 出 土 遺 物	三七
第四章 衣川渡船場遺跡	三九

## 図 版 目 次

- 第一 衣川流域航空写真  
第二 遺跡近傍五万分地形図  
第三 長者原廢寺跡平面実測図  
第四 1、遺跡全景航空写真  
2、西辺土塁  
第五 1、南辺土塁  
2、四周土塁の東北隅  
第六 南門跡平面実測図  
第七 1、発掘直前の南門跡  
2、南門跡  
第八 本堂跡  
第九 本堂平面実測図  
第一〇 トレンチ断面図  
第一一 1、発掘直前の本堂跡  
2、本堂南正面基壇の土留め石列(一)  
第二二 1、本堂南正面基壇の土留め石列(二)  
2、本堂基壇東辺のトレンチ  
第二三 1、本堂基壇北辺のトレンチ

- 2、本堂南正面の階段跡  
第一四 1、発掘直前の西方塔跡  
2、西方塔跡  
第一五 1、本堂基壇西南隅より西方塔跡を望む  
2、出土土師器  
第一六 西方塔跡平面実測図  
第一七 衣川渡船場跡  
第一八 1、渡船場跡の調査  
2、渡船場柱脚の立つていた岩盤の孔  
第一九 1、渡船場柱脚(一)  
2、渡船場柱脚(二)  
第二〇 1、渡船場柱脚の添木  
2、鮎滝渡船場

## 表 目 次

- 第一表 四周土塁の長さの表  
第二表 南門礎石調査表  
第三表 西方塔礎石表

# 第一章 長者ヶ原遺跡の歴史的考察

## 第一節 遺跡の位置

岩手県胆沢郡衣川村に礎石の残存している遺跡がある。古代国家時代、蝦夷征討開拓が強力に進捗した頃から軍事拠点として重要視され、特に前九年の役で史上に有名となつた衣川流域の最も広い部分のほぼ中央に立地している（第1図衣川流域航空写真、第2図遺跡近傍五万分地形図参照）。

衣川は奥羽山脈に発し、東流して北上川に注ぐ一支流であるが、東西にのびる狭長な流域平地を開いている。狭長な衣川流域は、古来軍略上の一大重要地点として既に延暦八年（七八九）に史上にあらわれている。

桓武天皇が光仁天皇の後をうけ即位された時は蝦夷征討事業の窮況期であつた。天皇は征討事業不振の原因を究明し、その直接原因は兵士の資質の劣弱にあるとし、従前の徴兵制度を改革し精兵募集主義をとつた。延暦二年以来この方針によつて精兵を育成し、同七年紀古佐美を征東大使に任命し、出陣にあたり「坂東の安危この一挙に在り」と勅書をたまわり励まされた。八年三月、所期の如く諸国の兵は多賀城に集結した。歩騎五万二千八百余人。天皇は勅使を伊勢神宮に遣して奉幣し蝦夷征討の成功を祈られた。征夷のため神宮に奉幣したのは、これが史上の初見である。決意がよく表明されている。ところが、かくの如き大規模な事前準備をなした征軍ですら、衣川に至つて渋滞してしまつている。続日本紀延暦八年五月条に「癸丑（十二日）、征東將軍（古佐美）に勅して曰く、比來の奏狀（四月六日奏上）を省みるに官軍すすまず、なお衣川に滞ることを知りぬ」とある。これが衣川の初見であるが、これによつて軍略上の重

要地であつたことが知られる。前九年の役で衣川攻防戦があつた約二七〇年前のことである。

衣川が軍略上の要地であつた証拠はまだある。やはり紀古佐美の征討のとき、征軍の進撃が衣川において渋滞したので五月十二日に天皇は勅を下して進軍を督促した。しかるに、おそらくこの勅が未だ陸奥に達しないうちに、古佐美は征軍の敗戦を朝廷に奏上している。征軍は前後に攻撃を受けて苦戦におちいり、別将はせつかへ丈部善理以下戦死二五人、矢に当るもの二四五人、河に投じて溺死するもの一〇三六人という惨状であつた。六月三日、朝廷は作戦計画を誤つてかかる失敗を招いたことを責め、且つ重ねて進軍を命じた。しかしながら、征軍が容易に進むことができなかった理由が、古佐美の奏上にみえてゐる。「臣等遠くせめんと欲すれども、糧を運ぶに艱あり。それ玉造塞より衣川營に至るまで四日、輜重して受納すること二箇日なり。しかるときは則ち往還十日なり。衣川より子波の地に至るまで行程はたとえ六日（と見積れば）輜重して往還十四日なり」というのである。

征夷に成功した後、この地域に設けられたのが衣川関である。前九年の役に関する最も信頼すべき詳細な史料である陸奥話記は、衣川関の重要性について「一丸泥を以つて衣川関を封ずれば、誰か敢て破るものあらんや。遂に道を閉じて通ぜず」と記している。守るに易く、攻めるに難い衣川流域の性格を一言にしてよく言いつくしている。また「衣川関、件の関はもとより隘跡嶮岨、峭こさ函（板橋云、峭は峭の誤写誤伝であろう。峭山は河南省洛寧県にあつて昔から險要な地として知られ函谷関と共に有名である）の固めにすぐ。一人嶮を拒めば万夫も進むあたわず。いよいよ樹を斬り蹊を塞ぎ、岸を崩し路を断つ。しかのみならず霖雨晴ることなし。河水洪漲し溢る」とも記してある。河水洪漲した川は衣川に相違ない。

本遺跡を地籍でいうと、岩手県胆沢郡衣川村大字下衣川田中西であつて、その地目及び地積については第二章調査の

経過の第5項地籍の条を参照ありたい。

早くよりこの遺跡は吉次屋敷跡と伝えられ、吉次とは義経記にみえている金売吉次のことであるという。そこで本章においては、本遺跡に関する古文書、古文獻をまず紹介し、次に金売吉次について若干触れてみることにする。

## 第二節 従来 の 所 説

長者ケ原遺跡は従来吉次屋敷跡と伝えられ、そのことは諸書的一致するところである。今、こころみに年代順を追つてあげると次の如くである。

1 奥羽觀跡聞老志（佐久間義和著、享保四年〓一七一九〓自序、仙台叢書所収上四〇一頁）に

「吉次居宅 在ニ衣川北ニ旧礎猶存焉、吉次奥州大賈、往昔在ニ京師ニ而会ニ牛若丸于鞍馬寺ニ約ニ東行ニ携レ之至ニ平泉、一秀衡相喜賞レ之以ニ貸財及第宅、此其遺址也」

2 封内名蹟志（佐藤信要著、寛保元年〓一七四一〓高橋以敬の序あり、仙台叢書第八卷三六九頁）に

「吉次故宅 衣川の北に有、旧礎今猶存せり、吉次は奥州の大賈にして往昔京師に有し日、牛若丸に鞍馬寺にて面会し、潜かに東行を約して奥州に伴ひ来り秀衡に謁せしむ、秀衡大に喜び、是れを称して第宅を此所にて与ふ、是其旧宅の遺趾なり」

とある。前掲の聞老志の漢文を読み下し文にして多少の字句を補入し文意を平明にしただけである。

3 平泉旧蹟志（相原友直著、宝曆十年〓一七六〇〓自跋あり、仙台叢書第一卷二一七頁）に

「吉次屋敷跡 下衣川村に在り、衣川の北なり、門家等の旧礎猶あり、金商人三条吉次信高が屋敷跡なり、

一説に  
孝春

が屋敷跡なり、

又今の一ノ関・山の目の間にも吉次屋敷の蹟あり」

とある。遺跡は下衣川に在ること、門や家の旧礎が残存していることなど具体的な記述をしていることは、後半生を平泉及びその近傍の史跡研究に捧げ平泉文化研究史上画期的三部作（平泉実記・平泉旧蹟志・平泉雜記）を完成した相原友直なればこそと思われる。吉次を三条吉次信高としたのは義経記によつたものであろうし、一説として孝春ヤウハルとしてあるのは季春の誤植か誤記であろう。季春については次節で触れることにする。

4 宝曆十三年（一七六三）下衣川村書上（胆沢郡前沢町白山の鈴木東氏所蔵。奥書に「宝曆十三年四月 同村肝入五郎右衛門」とあり）に

「吉治屋敷跡立五十三間  
横四十五間

但往昔金売吉治屋敷申伝候、当時畑ニ相成申候」

とある。

5 仙台封内風土記（田辺希文著、明和九年＝一七七〇＝自序、明治二十六年和装本仙台叢書第四卷九二一頁）下衣川邑条に

「吉次宅跡ヤシキ、伝云、古昔金商三条吉次信高或云  
季春所居也、家門等之旧礎猶存、磐井郡一関・山目両駅之間、亦有下号ニ吉次宅跡一地上」

とある。文は相原友直の平泉旧蹟志によつたものであろう。

6 安永六年（一七七七）下衣川村書上（胆沢郡前沢町白山鈴木東氏所蔵。奥書に「右之通風土記御用ニ付此度御書上仕候已上 安永六年七月」とある）に

「吉次屋敷跡 南北四十八間、東西五十五間、金売吉次<sup>ト</sup>申者住居之由申伝候、唯今ニ礎石数多在之野形ニ罷成居候事」

7 平泉雜記（相原友直著、安永九年<sup>一七八〇</sup>頃の著作、南部叢書第三冊五六四頁）に

「吉次屋敷跡 胆沢郡衣川村ニ有、居館門ナトノ旧礎今ニ残レリ、又山ノ目南磐井川近所ニモ吉次屋敷跡ト云ル有、奥州白川ト白坂駅トノ間ニ華龍原<sup>伊能嘉矩本、華籠原</sup>ト云ル処アリ、海道ノ傍ニ小社有リ、昔三条吉次・同吉内・同吉六ト云ル兄弟ノ者ハ毎每年都ヨリ黄金商ノ為ニ平泉ニ下リタルガ或時此所ニテ盜賊ニ害セラル、此小社ハ其墓ニ詞ヲ立シナリト云、葛籠<sup>カワゴ</sup>ヲ捨置タル地故ニ名ツクルトゾ、又分散橋トイフ小橋有リ、盜賊金ヲ分散セシ処ナリト云」とある。この文は次節にのべる東奥白河往昔之記によつたものであろう。

8 橋南谿の東遊記（寛政七年<sup>一七九五</sup>の自序あり、袖珍文庫第四十五編卷之五末一二〇頁）に

「中尊寺の鎮守白山宮のうしろより、少し西へ行けば物見の亭の古趾あり、此所より見おろし宜し、向うに見ゆる山を陣場張山と云ふ二つの地名となれり、是は頼義・義家、貞任・宗任追伐の時陣を張れる所と云ふ、又それより手前に見ゆる野を長者が原と云ふ、金売吉次信高が屋敷の趾とて今に郭石少し残れり」

9 山片蟠桃の夢之代（享和二年<sup>一八〇二</sup>の自序あり、日本經濟大典第三十七卷一三六頁）に

「寛政九年（一七九七）癸巳ノ春余奥州ニ下ル、（中略）三月六日仙台ヲ発シ（中略）十三日中尊寺ニ抵ル（中略）ソレヨリ奥ニ（註、中尊寺白山堂の奥のこと）物見ノ亭趾アリテ衣川ヲ見下ス、金商吉次ノ旧居・白鳥ノ柵・琵琶ノ柵ノアトアリ」

10 平泉志（高平真藤著、第九版増補校正本三四頁）に

「吉次宅地跡 三条吉次信高（一説に季春とも云ふ）が居所、下衣川にあり、衣川の北に館門の旧礎今猶残り、里俗此辺を長者か原といふ。吉次の旧跡として栗原郡金成村近傍の畑地其他所々にあり。地方に居る大賈にして金鉄の商業を以て上京せし序屢鞍馬寺に詣て牛若丸（義経の幼名）に会ひ遂に其依頼に任せ平泉に伴来れり。秀衡之を嘉し慰勞として此宅地を与へしとそ（按に三条を氏とすれば元京商にして毎に秀衡の家用を辨し切有し故なるへし）或は云ふ京都政府方面への間諜に用ゆしとの説あり」

とある。丸弧括と鍵括弧で囲んだ文は原文のままに従つたものである。

#### 11 衣川村誌（菅川臨著、衣川村史蹟調査会発行、大正十四年四月刊）に

「吉次屋敷、三条吉次信高の宅址にして、東西五十五間、南北四十八間、地平坦なり、四隣水田に接し礎石今尚存せり、後人呼んで長者原と云ふ、

因に記す、吉次の父を炭焼藤太と云ふ、陸前栗原郡金成村の人なり、三子あり、吉次・吉内・吉六といふ、長子吉次、性伶俐、少にして商を好み平泉府に出入せり、秀衡夙に其穎才を愛し命じて庶用を辨ぜしむ、其母、京の産なるを以て砂金を托して京洛にひさがしむ、吉次大に利する所あり、再後往復間断なかりしと、斯くて公侯の門に入し三条吉次の名京洛の間に嘖々たりしといふ、時に牛若丸之を聞き窃に託して平泉に来れるなり」

とある。遺跡の東西・南北の大きさは安永六年の下衣川村書上げに一致している。おそらく安永の書上げに拠つて文をなしたものであろう。吉次を栗原郡金成村の人としたのは次節にのべた如く甲子夜話あたりによつたものである。

以上あげたもののほか郡史などの諸書にも本遺跡のことがみえているが、管見の及ぶ限りにおいては、すべてが吉次

屋敷跡としてある。しかも吉次は牛若丸を秀衡に引き会せた金売りであるとみなしているので、本遺跡の時代は平安朝末期所謂藤原時代というのである。このような見解は旧藩時代から大正期を経て戦前まで永く踏襲されてきた。

しかるに戦後、廃寺跡説が提唱されるにいたつた。田中喜多美氏の衣川長者ヶ原廃寺址（岩手県文化財調査報告第一輯所収、昭和二十六年刊）がそれである。即ち

「該遺跡は、以上記述の如く、礎石の配列や建物の配置、土塁の圍繞、南門址、更らに中尊寺一山の関連より見て、一応寺院堂塔址と見るが妥当であろう。長者原廃寺址と主張して来た所以である。（中略）該遺址は、中尊寺金堂址の北麓に位置し、安倍氏の衣川館址の西南隅に置かれてあり、且つ境内の西南隅に墓地墓石がある。勿論附近民家の近世の墓ではあるが、何等かの示唆を有つものの様である。この遺址は、正確に東西南北の方位を保たず、十二度程度東方に傾いている。この傾斜の度合も、毛越寺諸寺院址と略同一の傾き方である。この遺址は、爾今地下の発掘によつては、考査の上に意外の発見があるかも知れないが、一先づ廃寺址と推定して置く次第である。次に長者ヶ原の地名であるが。附近一帯は嘗つて、朝日長者を以つて呼ばれた安倍氏の廢墟であり、この廢墟は安倍氏の本拠地であつた。随つて「長者屋敷の野原」の語義を有する名称であつたと解される。

以上の調査は地表調査に基く報告であるが、本遺蹟に関しては、昭和二十四年十月、同二十五年八月の二度に亘り、文部省齋藤忠技官の來査があり、その都度自分が案内して貴重遺蹟なるを確認して頂き、一まず仮指定の運びに至つたものである。」

と記してあるように、昭和二十六年十二月十五日「長者ヶ原廢寺跡」として國の仮指定史跡となつたのである。

このようにして、本遺跡は戦前までは吉次屋敷跡とみなされていたが戦後にいたつて廢寺跡と一応考定されるように

一変したが、遺跡は何時頃のものなのか、その時代を決定する明証は何等得られることなしに今日にいたっている。本遺跡は吉次の屋敷跡ではないとしても、時代は伝承のごとく吉次の頃のものなのか。それとも、時代までが吉次の頃のものではなく、伝承は全く荒唐無稽の附会説なのか。ここに発掘調査をしなければならぬ一斑の理由があるのであるが、この点に触れるまえに、吉次なるものについて若干考えてみる必要があるように思う。

### 第三節 金売吉次

金売吉次という特定の個人が平泉藤原秀衡時代に実在していたということを断定しうるほどの明確な史料は今日のところ未だ知られていない。しかし、義経記以来、謡曲烏帽子折（新群書類従第八舞曲部・国民文庫狂言部一等所収）や室町中期文安年中或は室町末期のものとみなされている十二段草子（浄瑠璃姫物語ともいう）を始めとして、近松門左衛門作、元禄三年竹本座初演の浄瑠璃「十二段」とか、紀海音の作である操浄瑠璃「末広十二段」（元禄十五年五月豊竹座上演という説がある）などによつて人々にひろく知られるようになった人物である。牛若丸は金売吉次に同行して奥州平泉に下向したというのである。それで、明治三十六年版の田口卯吉編纂大日本人名辞書には「金売吉次は京都の両替商なり、名は末春、奥州に往くの途牛若丸に会し共に俱にす、牛若長して義経となるに及び召されて土となり姓名を堀彌太郎光景と改む、戦功あり」と記され実在人物視されるにいたつたほどであつた。事実また金売吉次の説話はかなり広汎にわたつて各地に伝承されていることは前節にあげた文献によつても、その一斑は推知できるであろう。急いで発掘調査報告を執筆しなければならぬ今回は、全国的に吉次のことを伝えている土地を数えあげる暇はないが、さしあたって管見の及ぶ範囲のものをあげてみただけでもおおよそ次の如くである。

大卷秀詮の邦内郷村志には和賀郡沢内村内の畝倉山・明戸山・大荒沢山の条に

「此地素金氣多、故往古有二瓜子金シヤキン・南鑛シロカネ・白鑛ナマリ及銅等一斷二竭之、古鑛數十處現其証至、今掲焉、五金中只闕二鍊沙二而已、曾藤原秀衡有二斷レ金處一、稱二秀衡堀場一、亦金商橋治末春有採二斷金一處、名二堀内一也」(南部叢書第五冊四四頁)

とある。邦内郷村志の著作年代は未詳であるが、大卷秀詮は「花卷の入戸田忠兵衛の弟で大卷氏を嗣いだ。代官として福岡・田名部の外、各地に転勤の傍、本書を編んだものらしい。享和元年(一八〇一)五月十一日歿、謚号を徳翁勇字居士と云ふ、盛岡北山竜谷寺に葬る。享年は明でないが、六十二歳であつたと伝へられる」(同上解題)ので、大略の著作年代を推知できる。

おそらく、邦内郷村志を踏襲して文をなしたものと考えられるが、江刺恒久の奥々風土記にも

「○畝倉山ウネクラ

○明戸山アクト

○大荒沢山

沢内里の西南、白木峠につつきたる山々なり。凡此辺の諸山は古の銅山カネヤマにて、沙金ゴカネ・南鑛シロカネ・白鑛ナマリ・銅アカカネなど多に生出る處なれば、それを取らんとて此彼穿たる古穴數十所にありて山中みな蜂の巢の如なりき。所謂五金の中に、たゞ鍊沙クロカネのみは欠たり、土人伝云、藤原秀衡か、陸奥國の鎮守將軍のころ、金を堀しめたる趾、今も猶存て、そを秀衡堀場といふ。又金商橋次か堀しめたる趾をは、堀内と云り」(南部叢書第一冊八六頁)

とある。奥々風土記は「遅くも明治三四年前に完結したものと想察することが出来る」(同上解題)著作である。

吉次の所伝は胆沢郡上衣川村北又有浦(現在衣川村のうちであるが、長者ヶ原吉次屋敷跡は旧下衣川のうちであるか

ら、これとは異なる)にもあつた。即ち安永六年上衣川村書上に

「北又有浦

一吉次屋敷跡 東西 四十二間  
南北 三十六間

古者金壳金次ト申者罷在候由尤吉次父炭焼藤太ト申者居宅ト跡ト申伝候、当時畑ニ罷成候事」(前沢町白山鈴木東氏所蔵)

とある。

前節において既述したごとく一ノ関と山ノ目との間にも吉次屋敷跡と伝える所があつたことは、平泉旧蹟志と封内風土記とにみえている。

以上は岩手県下についてであるが、宮城県では栗原郡の金成村に吉次の所伝がある。封内風土記に

「金田莊金成邑 熊野神社三。伝云、高倉帝承安四年(一一七四)、金壳橘治信高所ニ勸請一也。牛頭天王社、同上」(明治二十六年和装本仙台叢書第四卷八四二頁)

「金田莊金成邑、古墨三。号ニ東館・西館・南館一、伝云、金壳橘治兄弟三人所レ居。(中略)旧跡一。有ト号ニ金沼一地ト

伝云、古昔有レ沼、隣邑阜邑、炭焼藤太欲レ買レ米、而赴ニ姉齒之市店、過ニ此沼辺、見ニ沼中魁雁多群、欲レ撃レ之、以ニ所レ包砂金ニ為レ礫、投ニ之水中、故呼レ之曰ニ金沼、今為ニ野田ニ」(同上八四三頁)

とみえている。封内風土記は橘治と炭焼藤太をここにあげているが、両者の関係については格別触れていない。しかし、伊勢齋助の奥羽觀蹟聞老志補修篇(大正二年十二月上浣の自序あり)になると炭焼藤太と橘治を親子としている。即ち次の如し。

「栗原郡

炭焼藤太(A)夫妻之墓

在三畑村曹洞宗福心山常福寺中、碑高五尺五寸、幅一尺七寸、郷人伝説、近衛院御宇、奥州栗原郡三迫地、有三藤太云者、賦性朴直、炭焼為業、一日有三異女、來宿藤太家、強約為婦、問之自言京之人也、其女知三此郷山中産黄金云、堀之日多得三金礦、仁安中、有三三子、曰三橘治高信・橘六・橘内、不幾大富起家、到今其郷号曰三金生、其山左側、三子之旧宅地、曰三南館・東館・西館、其左右之山沢、蓋藤太堀下金地也、其左有三鶏坂、作三金鶏安三置山頂、郷俗云、有時鳴、山南藤太夫妻之古墳、五輪双石此旧蹟、今属三郡長佐々木左内田地之中、佐々木天性好レ善施仁感三其以レ誠致レ富、請三余往看レ之、星霜五百五十年、塔石傾倒、文字消磨、余之述三引偈一記焉、恐三旧跡倍滅絶、今特建レ石貽三之後世云、

偈曰、奇哉藤太得三化女、感來太富金功靜、只餘双石五輪塔、遺芳千古令人欽、  
正徳五乙未年孟夏望後日

臨濟宗三十五世住大年寺河北開創禪那嶺老人撰並書

圃山碑炭工藤太者鑿金鉞致巨富、仁安二年三月十七日歿矣云

関 元 龍

断碑苔蝕圃山隅、云是炭工藤太夫、試問黄金鎔冶跡、花飛春色滿三平蕪」

聞老志補修篇は炭焼藤太の三子として橘治・橘六・橘内をあげているが、既述したごとく平泉雜記は吉次の兄弟三人を吉次・吉内・吉六としてある。順序が異つている。又、平泉雜記は吉次兄弟の父親については全く記していない。

旧平戸藩主静山松浦公が文政四年（一八二〇）より稿を起し天保十二年（一八四〇）に歿するまでの随筆である有名な甲子夜話にも

「近藤重蔵号正齋嘗て話して曰く、奥州栗原郡仙台領に金成村と云ふあり、其處に八幡社あり、其の社地より一小鈴を掘り出す、其の鈴に八字を刻す、福寿延長子孫盛栄の文也、傳言ふ、彼の地は往昔金商橘次信高なる者の宅趾にして、義経の遮那王と申せしとき、鞍間アヅマより随從して陸奥に下り、秀衡のもとに入れしとき、先づ此の地に置き尋で秀衡に寄託すと云ふ、此の鈴は其の宅趾の辺を過ぎしとき得たりとなり、想ふに橘次が旧物なるべし」（国書刊行会本第一卷五三頁）

とみえている。出土の鈴はよほど珍らしかつたらしく、有名な蜀山人太田南畝の一話一言（日本随筆大成・百家説林等所収）にもみえている。

金成の吉次傳承は最近出版された宮城県史第十六巻觀光篇（昭和三〇年）の栗原郡金成村条にも

「古く金生ノ里とよばれた金成は、京三条の金売として名高かつた吉次・吉内兄弟の生育の地と伝えられる。

藤原時代の末、京の三条右大臣道高の娘於幸彌おこやノ前は、清水觀音のお告げにより京都からはるばる東国に下つて来た。そして小褻川のほとりで藤太とめぐりあい、ここに二人の新しい生活がはじまつたのであるが、炭焼がま附近一帯はみんな砂金の出るところであつた。おどろいた於幸彌ノ前は、さてこそ觀音のご利益かと、夫婦ともども砂金を掘り、長者となつたとのことである。長者屋敷内の金藏は笹ノ藏と呼ばれていた。二人の間に吉次・吉内・吉六の三兄弟が生れ、吉次は三条の吉次信高と名のつて天下の巨商となり、鞍馬の義経を平泉へ東道した。また吉次の勸請し

たといわれる畑天神社の縁起には、義経高館に自刃と見せかけて、実は、主従五十余人で蝦夷千島にのがれ、吉次も播磨太郎光景と改名して、同道したと記されている。

炭焼藤太一家の居館は、田村麻呂時代の城址といわれる金田城址で、本丸の東館は吉次、二ノ丸の南館に吉内、三ノ丸の西館には吉六が、文治年間（一一八五—一一九〇）まで約三十年いたという。この附近には、金沼・金山沢・銭沼・錫ヶ峰・金鷄山など金につながる伝説の地名が多い。（中略）翁沢には吉次信高勸請と称する熊野神社がある。

（中略）

宮崎前にある福王山常福寺（板橋云、金成村内）、吉次信高兄弟が父母の冥福を祈るため、畝の寺ノ沢に建立したものであつた。畝には又、藁葺の雨除をかけた五輪塔二基があり、石の角はこぼれかけているが、炭焼藤太夫婦の墓であるといわれている。

常福寺殿安叟長樂居士 仁安二年三月十七日卒

徳雄院智眼貞慧大姉 仁安二年八月七日卒

宮城県を越えて福島県にも吉次の所伝があることは平泉雑記を引用して既にのべた。即ち、白河と白坂駅との間に皮籠<sup>カハゴ</sup>原という土地があり（前掲平泉雑記に華籠原とあるのは誤りで、華籠原の方が皮籠の音に近い）、東奥白河往昔之記に

「皮籠村、從<sup>ニ</sup>白川<sup>一</sup>白坂之往還旧地有<sup>ニ</sup>証據<sup>一</sup>白坂白川之間皮籠村<sup>云</sup>、是往昔吉次吉内吉六<sup>ト</sup>云兄弟三人、數多財宝以奥州下<sup>々</sup>、盜賊聞<sup>レ</sup>之<sup>大</sup>勢集、都商人害、雜物奪、依<sup>レ</sup>之<sup>此</sup>所皮籠宿<sup>ト</sup>号<sup>ス</sup>、右兄弟三人ノ石塔今<sup>ニ</sup>皮籠村有<sup>レ</sup>之也<sup>一</sup>」（続々群書類從第九地理部五〇三頁）

とある。東奥白河往昔之記は大塚高之の撰で延宝六年（一六七八）の跋があるから（内務省地理局編、地理目録、昭和十年版一二八頁）、おそらく相原友直はこの白河往昔之記に拠つて平泉雜記の文をなしたものである。広文庫第五冊二六三頁によれば商人鏡の巻一にも

「京師に金売吉次一本作橋次、信高一本作末春とて源平の頃有徳のものあり、毎年奥州へ上品の緞類を駄馬に付けて下り、彼の地に

て金を買ひ入れて帰り大利を得たり、或年鞍馬へ参りけるに、源義朝の子牛若丸に逢ひければ、此の童を陸奥へ具して下り、平泉に赴きて秀衡が許へ送りしとぞ、西陳五辻通南桜井辻子に吉次の井あり、これ其の宅地也といふ、又往

年奥州栗原郡三戸畑村（三祖方）の中にて黄金の鶏を掘り得たり、土人の口碑によれば金商吉次の宅地也といふ、されば吉次は

奥州に宅地を持ちしものと思はる、とにかく源平戦争の時代に際し奥州へ下向し、大福長者となりしが如きは、胆略

ある商人といふべきか源平盛衰記、義経記、和漢三才図会、甲子夜話

とみえていて、金成村（文中、畑村とあるのは金成村のうちである）に吉次の屋敷跡があつたように記している。この文のうちで、京都に吉次ゆかりの井戸があるようにのべてあるが、これは雍州府志が指摘した如く附会の説であろう。

雍州府志（黒川道祐著、自序によれば天和二年一六八二の成稿であるらしい）に

「橋次井、在西陣五辻南櫻井辻子、相傳此處賣金商橋次末春之宅地也、此井大而水又清冷也、源義経從橋次東行一時、

自三此處首途、又妙心寺南門東有木辻村、是古官家木辻之領所、而于今有第宅之跡、土人誤木辻為橋次、村中

一箇井亦号出門之水カドデ、是義経首途日、所用之井也云、皆是謬傳也（続々群書類従第八地理部二三七頁）

とあるからである。

山形にも吉次の所伝がある。三河雀（著者は花翁とのみあるが、宝永四年一七〇七の自序があるので著作年代が

推知できる)に

「三条の金売吉次は、羽州山形の近所に神に祝ひ、神領五百石餘の大社なり」(近世文芸叢書名所記第二卷四九八頁)とある。山形市の吉事ノ宮は出羽風土略記に詳述されているので著名であるが、福島県信夫郡石那坂にも吉治ノ宮と吉治山があり、やはり藤太という炭焼が長者になつたと伝え、しかも藤太は金売吉次の父ということになつている。これらと全く同じ伝承は長野県下伊那郡蘭原の伏屋長者の屋敷跡にもあることが柳田国男氏の炭焼長者を記した諸書にみえている。また、西南戦争の際激戦地として著名な熊本県玉名郡吉次越も土地の伝承によれば、金売吉次が盗賊に殺害されたので、それで地名になつたのだという。

以上のように、近世以降の文献を岩手・宮城・福島・山形の四県及び信州・九州等について一覽しただけでも、吉次説話は長者發生譚のうちの一つのケースである炭焼藤太伝説と結びつけられて広く各地に流布されていることがわかる。従つて、どこまでが史実であり、どの部分が後世の仮托附会説であるのか判別は非常に困難な状況である。

それならば、牛若丸平泉下向説話に関連して世上に著名となつた金売吉次は、近世以前の諸書においてはどのように取扱われているのか。この面から吉次をながめてみることにする。

牛若丸平泉下向説話は、ここにあらためてのべるまでもなく、平家物語・源平盛衰記・平治物語そして義経記に記されていることは周知のところである。そこでこれから牛若丸平泉下向説話との関連において金売吉次をこの四書について検討してみるのであるが、惜しいことには四書の著作年代はいづれも明白とはいいがたく諸説があるのである。しかし諸説があるというものの諸説のうちの下限年代をとつてみると、四書のうち平家物語が最も古く、次が盛衰記、平治という順になり、最後は義経記である。これは動かぬところである。

四書それぞれの著作年代に関する諸説をここにあげることは本稿の目的とするところではないので、省略することにし、これからのべようとする趣旨に関係する範囲内で略述するならば、先ず最初に、平家物語は承久年間（承久は三年までで、この年は一二二一年である）までには成立したというのが下限年代である。義経が平泉高館で自殺したのは文治五年（一一八九）であるから、平家物語は義経歿後三十数年間のうちに成立した書物ということになる。

次に盛衰記と平治物語の著作年代に関する諸説のうちの最下限年代は共に鎌倉時代の末というのであるが、二書のうちでは盛衰記の方が先で平治物語はその後であるということになっている。義経記は前二書よりも更におくれ室町時代初期ということになっている。以下、順序に四書にあらわれる吉次についてのべることにする。

### (1) 平家物語

牛若丸平泉下向を特に標題を立てて記述している個所はない。僅かに卷十一のうちの「継信最後の事」の条で、屋島の戦の際、平家方の武將越中の次郎兵衛盛続が攻め手の大将義経のことを、その部下伊勢三郎義盛に対して

「さる事あり。去んぬる平治の合戦に、父討たれて孤みなじにてありしが、鞍馬のちごして、後には金商人こがねあきんどの所従となり糧料背負うて、奥の方へ落ち下しその小冠者めが事か」（校註日本文学大系第十四卷七七二頁）

と罵っている。これによると、義経が鞍馬寺を脱出して平泉に下向する際、金商人に伴はれたという説話は、実に早くからあつたことがわかる。ところで、ここには金商人とだけあつて、金商人の名がでていない。戦陣において平家方の一武將盛続が放つた罵語であるから、冗漫にわたるようなたかが金商人の名を言う筈もないであろうし、或は又平家方の一武將にしてみれば敵方の青年武將の幼時のことなど細々と知る筈もない、ということを考慮にいれて平家物語の筆者がこの文をなしたのだ、と考えれば、盛続は吉次の名を知らぬとしても或は源氏方には吉次の名を知つたものもあ

つたかも知れないと考えられぬこともない。

しかし観点を換えて、平家物語の筆者自身が当時義経は金商人と共に平泉に下向したことは知っていたが、金商人の名を左程重視していなかったか、或は知っていなかったのか、吉次の名をあげなかつたまでのことなのかとも解釈される。

推測はともかくとして、平家物語では金商人の名を知ることではできない。従つて吉次は実在の人物か否かを決定することはできない。しかしながら、京と奥州を往復していた金商人が存在し、そのことが平家方の一武将にも、それから彼によつて自分たちの大将を罵られた源氏方にとつても肯定せざるをえざるほどに知れわたつていたことの証拠にはなる。

## (2) 源平盛衰記

資巻第四十二の「屋島合戦附玉虫扇を立て与一扇を射る事」条に、屋島の戦のとき平家方の一武将武蔵の三郎義盛が義経の部将伊勢の三郎義盛をからかつて義経のことを

「故左馬頭義朝おもしろものが妾九条院ごうしの雑司常葉が腹の子と名乗りて京都に安堵し難かりしかば、金商人かねあきびとが従者たきして蓑笠背負ひつ陸奥へ下りし者のことにや」(校註日本文学大系第十六卷六四九頁)

と悪罵を放っている。ここでは、平家物語の越中の次郎兵衛盛続が武蔵の三郎義盛になつてゐるが、平氏方の放つた悪罵の言葉は同一であつて、金商人の名がやはり明示されていない。

また、施巻第四十六の「義経行家都を出づ並義経始終の有様の事」条にも、似たようなことがのべてある。遮那王(牛若丸のこと)が鞍馬寺より脱走した年の二月のことである。鞍馬寺の師匠の弟子である僧が尾張より上り師匠と世事よ

もやまの雑談中に「実に不思議の事侍り。此（鞍馬寺）に坐せし遮那王殿こそ、男になりて金商人に具して奥の方へ下り給ひしか。僻目かとして能く／＼見しかば、未だ鐵も落ちずしておはしき」（同上七九八頁）と語つたと記している。これは一僧侶の道中で偶然あつた出来事を語つたのであるから金商人の名が明記されていないのも尤なことであるが、それはとにかくとして、盛衰記にも平家物語同様金商人の名が明記されていない。この点が重要である。吉次の名がみえるのは平治物語からである。

### (3) 平治物語

前述のごとく、著作年代の最も古い平家物語もこれに次ぐ源平盛衰記もともに、牛若平泉下向説話に関しては何等標題を設定していないが、平治物語にいたつて始めて「牛若奥州下りの事」という標題を特にかかげて平泉下向説を詳述している。そして金商人の名も始めて吉次と明記されるようになる。即ち

「奥州の金商人吉次といふ者、京上りの次には、必ず鞍馬へ参りける」（校註日本文学六系十四卷二九頁）  
とあり吉次を奥州の人としてある。牛若と吉次の関係も詳細に記されるようになっていくばかりでなく、吉次は深慮遠謀の人物としてクロゾアツプされている。

吉次は鞍馬参詣の途次牛若にあう。牛若の方から陸奥下向を吉次に「此の童を陸奥へ具して下れ。由々しき人を知りたれば、其の悦びには金を乞ひて得させんず」と利をもつて請願する。しかし、吉次は鞍馬一山の思わくと平氏の権勢を憚り慎重にも「御供仕らんことは易き事にて候へども、大衆の御咎めや候はんずらん」といつて一応は拒否する。それでも牛若は搦搦に「此の童失せたりとも、誰かたづね候べき。土用の死人を、盗人の取りたるにこそ候はんずれ」と懇請するので、吉次は遂にその熱意に動かされ「其の上は仔細候はじ」と陸奥下向を遂に承諾してしまう。承諾

はしたものの、人目を憚ることなので、吉次は即時断行というような軽拳はしない。「但し定日に同道の人の計らひに候べし」と申し、他日を期して、下総国の者である深栖ふかすの三郎光重の子陵助頼重たかのすけというものに案内させることになる。

吉次は、牛若の鞍馬脱出という冒険の表面に立たない。裏面で工作をしている。そういう人物に描かれている。脱出の時は「承安四年三月三日の暁」である。時に牛若は「生年十六」であつた。このように脱出の年月日が明記してあるのも、また脱出時の牛若の年令を明記してあるのも、平治物語が最初である。この点も注意しておきたい。更にこの標題の条は「堀彌太郎と申すは、金商人とぞ聞えける」という文で結んであるので、この文は後人の補筆かとも考えられるが、平治の原本にもとあつたものとしても、ただ彌太郎とだけあつて、季春とも信高とも記していない。

下向の途次、牛若は鏡の宿で元服し源九郎義経と名乗ることなどがあつて、一年ばかり歳月が過ぎる。義経がかくしているうちに吉次は先を越して陸奥にある。それで義経は「多賀郷に越えて、吉次に尋ね逢ひ」「秀衡が許へ具してゆけ」と命ずる。これによれば、吉次は多賀郷にゆかりのある人のようにもうけとれる。かくして平泉にいたり秀衡に對面するのであるが、對面の際、義経は「金商人をすかして、召し具して下り侍り。何にても賜はりたく候」といつて吉次に謝礼を出してくれと秀衡に懇望している。秀衡は「金子三十両取出して、商人にこそ取らせけれ」。

これまでも、平家物語・源平盛衰記の二書に対して平治物語の記載が著しく異つている諸点をあげてきたが、ここにおいて特に著しい相違点を指摘しておきたい。それは吉次と牛若の關係についてである。

前二書においては、牛若は金商人（名は未だ明記されていないことは前述したごとくである）の「所従となり、糧料背負うて奥の方へ落ち下り」（平家物語）「金商人が従者して、蓑笠笈背負ひつつ陸奥へ下り」（盛衰記）している。金商人が主で、牛若は惨めなその従者である。しかるに、前二書よりも後にできた平治物語になると、主従の立場が逆転

して、牛若が主、金商人が従となつてゐる。

次に著作年代の古い二書よりも時代の下つた平治にいたつて金商人の名が明記され詳述されるようになってゐる、という点である。詳述されているから史実が明確になつたということにはならない。この標題の条にも、史実としては不審な点が含まれている。例えば、平治では奥州下向の途次義経は頼朝と対面したことになつてゐるが、吾妻鏡によれば、黄瀬川の対面が兄弟一別以来最初であつた。

(4) 義経記

本書にいたつて奥州下向が最も詳細となる。「吉次が奥州物語の事」「遮那王殿鞍馬出の事」の二条には特に吉次と牛若との関係が詳述してある。先ず、その記事をあげる。

「三条に大福長者あり。その名を吉次信高とぞ申しける。毎年、奥州に下る金商人なりける」(校註日本文学大系第十卷四三八頁)

「これは(吉次自身のこと)京のものにて候が、金を商あきなひて毎年奥州へ下る者にて候」(同上四三八頁)

「吉次、いまだ夜深に京を出でて、粟田口に出で来る。種々の宝を二十餘疋に負ふせて先に立て、我が身は、京を尋常にぞ出で立ちける」(同上四四三頁)

(鏡の宿の長者が吉次に向つていうには)「そもそも御辺は、一年に一度、二年に一度、此の道をとほらぬ事なし」(同上四四五頁)

(吉次を襲撃せんとする盜賊等の会話で)「都に聞えたる吉次といふ金商人、奥州へ下るとて、多くの賣物を持ち、今宵長者のもとに宿りたり」(同上四四六頁)

「吉次にてぞ有りける。商人の習ひにて、此處彼處にて日を送りける程に」（同上四六一頁）

「吉次は（義経に平泉まで供したが、秀衡に対面させる前に、さしあたって義経を）栗原の別当の坊に入れ奉りて、我が身は平泉へぞ下りける」（同上四六二頁）

以上の摘記から次のようなことを知ることができる。

1、金商人吉次は、平治物語では奥州の人とされているのに、義経記にいたつて京の三条のものとされている。近世の諸書のうち吉次を京三条の人とするのは義経記によつた説であろう。

2、平家・盛衰記の二書は単に金商人とだけ記し、格別その社会的身分が関心の対象となつていない。義経記にいたつて「大福長者」と表現している。財力によつてその社会的地位を肯定乃至は羨望したようないい方をしてゐる。二年に一度か二年に一度、高価な商品を二十数頭の馬で駄送し、その途々で商売をする大商人である。京と奥州を往復する商人であるから、吉次を長者とみため、その屋敷跡を長者屋敷とよぶようになったのには、義経記のかかる記事が相当有力な支柱となつてのことであろう。

3、金商人の名は著作年代の古い平家・盛衰記には何等みえないが平治物語にいたつて吉次或は堀彌太郎と記されるようになり、義経記にいたつて三条の吉次信高と詳記されている。吉次信高というのも三条吉次も、ともに義経記に由来するものの如くに思われる。時代が降るに従つてフィクションが加味される。民心にアピールする一史実が、時代とともに民話化し、文芸作品化する場合に辿る最も普遍的な傾向である。

4、栗原郡金成村に吉次屋敷跡があるという伝えも、義経記によつて発生するか乃至は成長する契機をえたのかも知れない。もとより、既に民俗学のいうごとく、その広汎な背景をなしたのは歩き筋の金屋である。中世から江戸初期に

かけて、踏鞴師・鋳物師・鍛冶等の所謂金屋がかなりひろい地域にわたつて渡り歩くようになった。このような歩き筋が、金屋の系譜を説明する伝説として金売吉次説話を全国に流布し、ついに吉次説話が何等かの機縁をもつ各地に定着するようになり、各地の性格に対応した形体に成育していった。また、彼等は精鍊のために特殊な木炭を必要とするので、炭焼に関して九州豊後の炭焼小五郎のごとき民話を撰取し、民話の体系化がいよいよ進む。中部地方から東北地方にかけては、炭焼小五郎は炭焼藤太と称され、吉次は藤太の子とされるようになってゐる。もつと念のいつた民話では、吉次に兄弟があり、兄弟は吉次・吉内・吉六と称されてゐる。

以上のように平家物語・源平盛衰記・平治物語・義経記の順にしたがつて金商人吉次のことを辿つてみると、吉次の実在を証拠だてることはできない。初めは単に金商人とだけ見え、それが時代が降につれて名が記されるようになり、更に時代が降ると金売吉次の性格や事蹟が詳しくなつてゐるからである。そこには説話の発展経過がよく認められるのである。金売吉次説話は歩き筋金屋の伝説流布と相俟つて炭焼小五郎と結合し時代とともに形成され、各地に民話として定着したものであろう。

しからば、牛若東下りにあたつて金商人は全く関係のないものといきることができるとなるとこれまた躊躇せざるをえないのである。当時、全国をまたにかけて商売する大商人が存在していたことは後冷泉朝の人である藤原明衡の著という新猿楽記に次のようにみえてゐる。

「八郎真人者、商人主領也。重利不知妻子、念身不顧他人。持一成萬、搏埴成金。以言誑他心、以謀拔人目一物也。東臻于俘囚之地、西渡於貴賀之島、交易之物、売買之種、不可稱數。(中略)若於泊浦一送三年月、無定宿、若於三村邑一過二日夜、無三留所。財宝貯於波濤之上、浮沈任於風前、運命交於街衢之間、死生懸於路頭。一寶

客之清談甚繁、妻子之対面已稀乎」（群書類従第六輯一〇〇一頁）

なんという商魂のたくましい大商人であるのか。舞文誇張があるにしても、これに類するような商人は既に存在していたとみることができよう。俘囚之地とは東北辺境、貴賀之島とは鬼界ヶ島のことである。

王朝時代、陸奥から貢金使が京に上つていたことは、あまりにも知られている。大和物語にも、藤原忠文の子が「金の使」として、親とともに陸奥に下ることが例の歌物語として美しく描かれている（校註日本文学大系第二卷一一八頁）。文治三年九月、秀衡は東大寺大仏料用砂金三萬兩の献上を命ぜられたとき、これに答えて「就中、近年商人多入三境内、売三買砂金。仍大略掘尽了」（玉葉文治三年九月二十九日条）とのべている。これなど金売吉次のような商人が盛んに陸奥に來往していたことを示すものである。

吉次の文字は橋次（奥々風土記）、橋治（邦内郷村志・封内風土記・聞老志補修・甲子夜話）ともつくっているが、もとより同一人のことである。吉次を更に詳しく、三条吉次（平泉雜記）、橋治信高（封内風土記・聞老志補修・甲子夜話）、三条吉次信高（平泉旧蹟志・封内風土記・東遊記・平泉志）とも称しているのは義経記に三条吉次信高とあるのに由来するものであろう。これとは別に橋次末春・季春（邦内郷村志・奥々風土記・雍州府志）と称する一系統があるが、その出典は今のところ未詳である。

名にいろいろあるほかに、吉次の出身地についても奥州説（聞老志・名蹟志・平泉志・甲子夜話等）と京人説（平泉雜記・商人鏡等）とがある。奥州説は平治物語の系統であるし、京人説は義経記の系統であると考えられる。

吉次については、以上多岐にわたつてのべた如くであるので、今次調査した長者ヶ原遺跡は、たとえ屋敷跡であるとしても、それをもつて伝承の如く直ちに吉次屋敷跡とは断言しがたい、という事情がわかっていただければ、それで本

節の目的が達せられたことになるのである。但し、吉次のような金商人が平泉藤原時代に存在しなかつた、ということにはならないのであつて、この点も諒解いただけた筈と思う。

## 第二章 調査の経過

### 1 調査の目的

昭和三十二年七月十一日指定された県指定史跡長者ヶ原廢寺跡は、從來金売吉次屋敷跡と伝えられている。三十有  
余の礎石が残存し、ほぼ方形に近い土塁跡をめぐらし、平安末期の寺院跡と推定される重要遺跡である。

今般、地元において耕地整理事業が実施されるにあたって、この遺跡もその地域内にあるので、緊急に調査をなし  
遺跡の保存対策に資せんとするものである。

### 2 調査の主体

岩手県教育委員会（代表者教育長赤堀正雄）

胆沢郡衣川村（代表者村長菅原喜一）

河北新報社後援

### 3 参加人員

調査員		
岩手県史編纂主任	田中喜多美	
岩手県文化専門委員	小野寺勇基	
衣川中学校校長	板橋源	
岩手県文化財専門委員	小形信夫	
岩手県教育庁主事	菊池正治	
衣川村役場土木課		

補助員

岩手大学史学研究室員

佐々木博康

同 所属学生

松本保一

同上

山田洋一

同上

島田隆一

同上

高橋政吉

4 調査の期日

昭和三十三年四月十五日より同二十一日までの一週間

5 地籍

胆沢郡衣川村大字下衣川田中西五三番

原野

〇、七二一<sup>反</sup>

衣川村

五四番

田

〇、一一一

高橋正寿

五五番

田

二、四一八

千葉辰之助

五六番

田

〇、二〇一

千葉辰之助

五七番

田

〇、四二〇

高橋正寿

五八番

田

一、二〇〇

三浦松次郎

五八番ノロ

田

〇、五〇九

三浦松次郎

五九番ノ一

原野

〇、四〇九

衣川村

五九番ノ二

原野

〇、一一五

衣川村

六〇番

田

一、〇〇六

千葉ミツエ

六一番

田

一、〇〇九

佐藤達弥

四月十四日 細雨 夕刻、県教育庁社会教育課佐藤正助係長・同小形信夫主事・調査員及び補助員一同衣川村に到着。直ちに現地側と調査に関する事務的諸般の打合せをなす。

四月十五日 晴 風 現況写真撮影後、午前中に礎石群が隠顕点在する中央地区の南方において南門跡かとみなされる礎石一〇個を発掘する。午後、中央地区の西方に一群の礎石及び根石群を発見。佐藤係長帰盛。

四月十六日 快晴 中央地区の現況写真撮影後、調査員を二班に分ち一班は中央地区の礎石群の露出作業と芝生剝除をなす。他の班は中央地区の北方において北門遺跡の存否を追求する。午前中、河北新報社後援による飛行機が飛来し、遺跡一帯の航空写真を撮影する。現地二〇〇分の実測作業本日より開始。

四月十七日 午前時々雨 午後晴 中央地区の基壇精査に着手。即ち基壇の北辺と東辺と南辺とについて三班に分れて全日実施。西辺は後世灌漑用水路を設けたため調査しても効果がなさそうなので着手しない。午後、東門の存否をたしかめるために探索する。

四月十八日 晴 昨日の作業を続行。午後より中央地区西方の礎石群の精査に着手。

四月十九日 朝晴れ後雪、雨、午後より雨は上つたが風強し。昨日の作業を継続。これと並行して中央地区と南門との通路関係を調査する。午後より発掘地点の部分測量を開始。夕刻より一部の埋めもどし作業にとりかかる。研究室所属学生中林永子・豊口裕三・山屋洋子の三君が来援したため作業大いに進捗す。司東真雄氏見学に来訪。この日、金環蝕なり。

四月二十日 晴 発掘成果を撮影、これと並進して実測作業継続。研究室卒業生菅原弘太郎氏来援。午後一時より衣里小学校において中間発表会を催す。夕刻、県教育庁社会教育課長工藤巖氏来訪。

四月二十一日 埋戻し作業。午前中に後始末を終了し、一部埋戻し作業の残つた部分は地元へ依頼し、午後調査員補  
助員一同盛岡に帰る。

### 第三章 調査の成果

調査の成果をのべるにあたって、一言しておかねばならないことがある、それは、調査の最終日に長者ヶ原廃寺跡の西北において西から東へ向つて流れている衣川の河床に、一つの遺跡を発見したことである。この遺跡については、五月二十日と二十一日の両日にわたつて新らたに第二次調査を実施した。その成果については第四章として記すことにした。

本章においては、第一次調査の成果についてだけ、四周土塁跡・南門跡・本堂跡・西方塔跡・出土遺物の節を立ててのべることにする。

#### 第一節 四周土塁

現在、本遺跡にはほぼ東西南北を正面とする四周土塁が残存している。(第3図長者ヶ原廃寺跡平面実測図・第4図遺跡全景航空写真)。四周土塁の廓内も廓外も水田になつているが、水田の現地表面からみると土塁の高さは最高のところで約十五尺もあり、低いところでは二尺内外の比高で、芝生地となつている。(第4図西辺土塁・第5図南辺土塁・第5図四周土塁の高北隅) 四周土塁四辺の長さを、宝暦十三年と安永六年の下衣川村書上にみえる数字と対比してみると次表の如くである。

土塁の基底部の幅は広いところで現在十四尺もあるので、土塁の長さを計測する場合、土塁の内側を測るときと、そ

第1表 四周土塁の長さの表

調査年次	土塁の長さ		土塁の長さ		土塁の長さ		土塁の長さ	
	南	北	東	西	南	北	東	西
宝暦13年書上 (1763年)	立 5 3 間		横 4 5 間					
安永6年書上 (1777年)	東西 5 5 間		南北 4 8 間					
今次実測 (1958年)	5 9 間 (354尺)	6 4 間 2 尺 (386尺)	4 8 間 2 尺 (290尺)	4 8 間 4 尺 (292尺)				

土塁が残るようになったのか、この点は不明であるが、第3図に明らかであるように、四辺とも曲折が殆んどなく直線状に土塁を構築したのであるか、それとも、土塁の内外が水田となつてから永年にわたる耕作中に少しずつ削り込まれて現状の如く逆梯形状に呈しているところからみると、当初から正確な長方形に地取りしたものでなかつたように考えられるのである。

の外側を測るときとはかなりの差がでてくるのは当然である。宝暦の書上と安永の書上を比較すると、東西(立)において二間、南北(横)において三間だけ安永書上の方が大きくなつているが、この程度の差異は、ありがちなことで、いずれが正しくいずれが誤りと断定することは不可能であろう。

しかし、旧藩時代二回の計測と今次調査の場合を比較してみると、著しい相違点が二つあることに気付く。今次調査の計測は、四周土塁の隅の一番高い頂点をとつて、それぞれ四辺の長さを測つたのであるが、それにしても、南辺と北辺との長さが、あまりにも旧藩時代のそれと異つている。これが第一点である。第二点の相違は、旧藩時代においては、四周土塁の形状は長方形であるが如くに記載してあるが、今次調査結果によれば長方形ではなくて、北辺が南辺よりも五間長く、従つて逆梯形状を呈していることである。建設の当初から、このような、逆梯形状に土塁を構築したのであるか、それとも、土塁の内外が水田となつてから永年にわたる耕作中に少しずつ削り込まれて現状の如く逆梯形状に

土塁の構造は、北辺のほぼ中央部と南辺のほぼ中央に位置する南門跡との二地点を調査した結果によれば、何等特殊な手法が認められなかつたので、ごく単純に土を積上げたものとみなされる。土塁の内外は水田耕作によつて多少ずつ削られているので、当初の土塁が基底部において幅がどれほどであつたか、これを明確にすることは不可能であつた。前述したごとく、現況においては、最も保存状態の良いとみなされるところで十四尺である。

土塁の上部構造、即ち、単純に土を積み上げただけの土塁であつたのか、それとも土塁を基盤としてその上に何等かの塀壁が架設してあつたのか。今次調査期間中には、この点を明確ならしめる何等の証拠も発見されなかつた。

北辺土塁の外測トレンチによれば（第3図参照）、土塁の外側に接して幅五尺の濠跡がある。この濠が他の三辺の土塁の外側にも存在しているかどうか。確認する餘裕がなかつた。

## 第一節 南 門 跡

南辺土塁のほぼ中央に礎石十個が発見された（第6図南門跡平面実測図・第7図発掘直前の南門跡・第7図南門跡）。これが南門跡である。というのは、この礎石群の南方においても、またこの礎石群と本堂跡との中間においても何等礎石が発見されなかつたからである。

南門は桁行三間<sup>\*</sup>、梁間二間<sup>\*</sup>（柱間尺は約七・五尺二間）で中の間は約九尺、脇の間は約七尺五寸である。従つて、桁行約二四尺、梁間約一五尺の規模である。礎石について表示すると第2表の如くである。

礎石調査表

B列-2	B列-3	B列-4	C列-1	C列-2	C列-3	C列-4
		1.86	1.05	0.1	0.5	0.8
		2.4×1.5	2.7×3.2	3.3×2.8	3.8×2.3	2.3×1.9
		-29	-26	-25	-25	-28
現地表面が2尺7寸つた石根き全発土	現地表面が2尺5寸つた石根全発土	周辺に焼土著見			礎石の一部が露出していた	礎石の一部が露出していた

前掲の第2表によつて明らかなる如く、南門は何時のときにか火災によつて焼失したことがわかる。又、その建設され

た時期は土師器が使用されていた頃か、或はその時期からあまり降らない頃であつたことも、ほぼ知られるのである。さらに又、本堂礎石のベンチマークからみて二五センチほど低く建設されたものであつたこともわかる。ただし、礎石の形状からみると、本堂跡の礎石は巨大である（後述参照）のに比べて、南門跡の礎石はかなり小さい。本堂西方の塔跡かと考えられる場所の礎石と形状が似ている。礎石の形も間尺もともに小さいところからみると、南門は重層の楼門のごとき壮大なものではなく、単層であつたと考えられる。

南門の中の間を通過する南北中軸線は、本堂の南北の中軸線と全く一致する。このことは、第3図長者ヶ原廃寺跡平面実測図によつて明らかである。且つ出土土器破片も僅少ではあつた

第 2 表 南 門

礎石整理符号	A列-1	A列-2	A列-3	A列-4	B列-1
礎石発見位置 (現地表下, 単位尺)	0.64	1.8	1.5	1.5	0.88
礎石形状寸法 (単位尺)	3.0×2.5	3.0×1.8	2.0×2.2	3.5×2.0	1.8×2.5
本堂礎石B・Mより みた礎石表面の レベル (単位cm)	-26	-25	-25	-25	-28
摘 要	周辺に焼 土著しく 発見。	周辺に焼 土発見。			周辺に焼 土と燃焼 痕跡然木 材発見。

備考 礎石整理符号は次の如くに付した。

北

A列-1	A列-2	A列-3	A列-4
○	○	○	○
B列-1	B列-2	B列-3	B列-4
○	×	×	○
C列-1	C列-2	C列-3	C列-4
○	○	○	○

南

このことから、本堂と南門とは同時期のものであると想定できるものの如くである。南門の位置については、先に南辺土塁のほぼ中央にあるのべておいたが、実は精確にみると、南辺土塁の中央より東に三尺偏して

が全く同質であつたので、礎石の形状においては、本堂と南門とは著しく異つてゐるが、建設の時期がちがつていたとは考えがたい。南門の中の間を通る南北中軸線は今日の礎北からみて約十一度東偏してゐる。本堂礎石の南北中軸線もこれと同じ角度だけ東偏してゐる。

いるのである。しかしこれは、南辺土塁の長さの計測にあつて、どの点を基準にとるかということに問題があるので

あつて、当初はやはり南辺土塁の中心に南門を建設しようと思つたのであつたに相違ない。

南門は基壇の上に建設されたのか。発掘した結果からみると、基壇があつたという明証は何等得ることができなかつた。土質の硬度や色調、その組成等からみると基壇を特に設定したものではない。当時の原地表に礎石を設置しただけの門である。この点からいつても、南門は重層の楼門でなかつたことが知られるのである。

南門礎石C列3の南前面に、現在溜池があるが、これは後世のものであつて、当初のものとは考えがたい。ただ、ここで一言しておきたいことは南門の西北隅礎石、即ちA列1礎石から西北に約三尺離れて第6図に示してあるような、溝跡が発見された。溝幅は整一でないし、その曲り方も南門に対して実に不精確且つ不均衡であるので、果して当初のものであるのか、それとも後世の水田灌漑用水路跡であるのか、俄に判定しがたい。詳細は、今後の本格的発掘調査に待つこととして、一言しておく。

### 第三節 本堂跡

本堂跡の礎石は一部だけであるが地上に露出していた(第11図発掘直前の本堂跡)。発掘の結果、礎石の明確なるもの三一個、破損せるもの一個(西南隅礎石)、欠落して礎石はなくなつていたが根石の存在するもの二個所(西南隅礎石より東に数えて二番目と三番目のもの)、計三四個が確認された(第8図本堂跡・第9図本堂跡平面実測図)。礎石相互間の間尺はほぼ十一尺であるので、正面五間約五五尺、奥行も五間で約五五尺の建物である。基壇の南正面において南辺礎石よりほぼ四・五尺へだてて基壇土留め用の石列が発見された(第11図本堂南正面基壇の土留め石列(1)・第12図同上(2))。石は河原石。一列に並べただけの粗末な構築である。基壇の東辺と北辺には土留め石は発見されなかつた(第

12 図本堂基壇東辺のトレンチ・第13 図本堂基壇北辺のトレンチ・第10 図トレンチ断面図2・3)。当初からなかつたものと思われる。基壇の南辺・東辺・北辺の三方を調査したが、雨落石も雨落溝も発見できなかった。やはり当初からなかつたのであろう。従つて、基壇の高さも未詳であるが、土層よりみてほぼ一尺五寸位の極めて低いものであつたと考えられる。

中の間の正面前に幅約一尺の階段がある。階段は木製であつたらしく、焼痕が発見された。階段の中央において、南北に並んで柱跡が発見された。それで、階段は二段以上あつたことは明らかであるが、その階数と高さは確認することはできなかつた(第13 図本堂南正面の階段跡)。

南門の中の間を通る南北中軸線の延長上に本堂の間が正しく乗つてゐることは前節において述べておいたが、南門の北辺礎石列の中央から南門の南辺礎石列の中央まではほぼ六十尺ある。即ち、南門から見ると本堂は北一〇間のところに位置している。

#### 第四節 西方塔跡

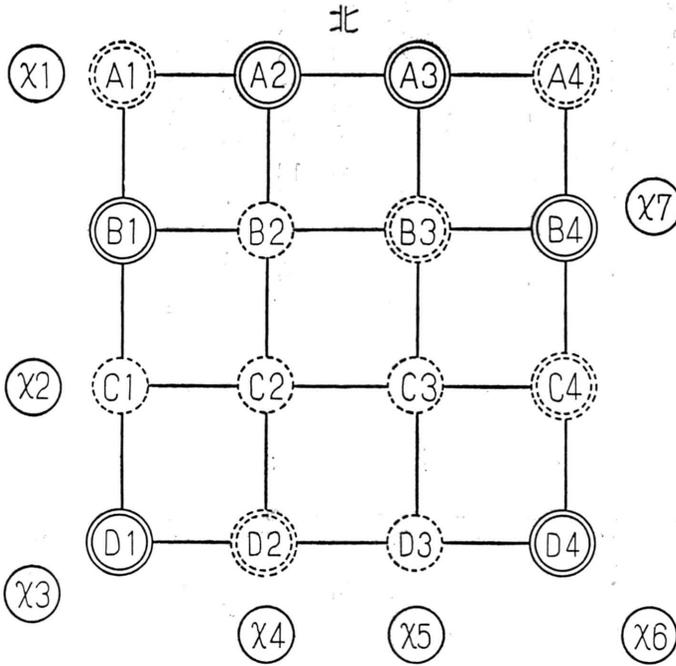
ここに西方塔跡といつたのは、本堂の西方にあるから、このように仮称したまでのことである(第14 図発掘直前の西方塔跡・第3 図)。

礎石または礎石に近似しているもの等は十三個存在していたが、このうちほぼ当初からの原位置にあるもの乃至は転移したとしても極く僅少とみなされるものは六個にすぎなく、このほかに根石のある場所は五ヶ所確認された(第14 図西方塔跡・第16 図西方塔跡平面実跡図)。従つて三間四方の方形建物で、一辺は約二五尺。礎石相互間の間尺はほぼ八

尺三寸強であると想定される。心礎は存在しないし、心礎のあつたという何等の痕跡もみられなかつたが、これは塔であらう。

第16図の礎石について、若干附言しておくこと次表の如くである。

第3表 西方塔礎石表



- 備考
1. ◎印は原位置にあるか、若しくは転移したとしても極く僅少とみなされる礎石
  2. ○印は転移・転落の著しい礎石、若しくは礎石に近似せる石
  3. ●印は根石の存在が確認されたもの
  4. ◯印は根石の存在すら不明なもの

西方塔跡のある芝生地は、その周囲が水田となつていられるので、基壇構造を明確に知りがたかつたが、高さは本堂と同程度であつたろう。

本堂跡からみた西方塔の位置を正確にいうと、西方塔跡の南北中軸線は本堂跡の中軸線の方位と全く平行しているため、本堂跡西側礎石列から西方塔跡の東側礎石列までをみると丁度七〇尺ある。そして、西方塔跡の

南側礎石列から北に数えて第二列目の礎石列は、本堂跡の南側礎石列から北に数えて第四列目の礎石列と一致してい

る（第15図本堂基壇西南隅より西方塔跡を望む・第3図）。

## 第五節 出土遺物

土師器破片十数個だけである。出土場所は本堂跡と南門跡。西方塔跡からは発見されなかつた。このうち七個は台付容器の台部であり、その他は糸切底の坏破片である。復原可能なものは全くなかつた（第15図出土土師器）。須恵器・瓦・埴瓦・陶土器等も全く出土しなかつた。

本章を終るに当つて附言しておきたいことは、南門跡と対称位置に当る地点を北辺土塁上に求めて発掘したが北門跡は確認できなかつたこと。北辺土塁の外側に密接して幅八尺の濠跡が発見されたこと。この二点である。なほ、本堂の東方に池が存在するのではないかとも考えられるが、調査期間中には確認するまでにいたらなかつた。



## 第四章 衣川渡船場遺跡

長者ヶ原廃寺跡調査の最終日に、この遺跡の西北方において西から東へ向つて流れている衣川の河床に、一つの遺跡を発見した（第17図衣川渡船場跡）。そのため衣川村教育委員会の委嘱をうけ同年五月二十日二十一日の両日にわたつて調査した。あいにく当日は雨であり、且つ衣川は水深があるので探索に困難をきわめたので、舟を出して舟の上から調査したのである（第18図渡船場跡の調査）。従つて調査は精確を期しがたかつたのであるが、幸にも衣川の水位が若干低くなつている時期であつたので、概略を知ることができた。

この遺跡は衣川の渡船場跡である。長者ヶ原廃寺の四周土塁西北隅から直線にして九〇間へだつた衣川北岸に密接して河床に張出した棧橋である。幅は五十尺以上、張出しは十二尺以上ある。この附近の衣川の河床は灰黝色の砂質凝灰岩であるが、このうちの大きな岩盤の上に径二尺内外の孔を穿ち、その孔に柱脚を打ち立てて足場とした棧橋である。調査した孔は一ヶ所あるが、孔の深さは二・五六尺あつた。孔は二〇近く発見されたが、夏季渇水期に再調査するならば更にその数が増加するであろう（第18図渡船場柱脚の立つていた岩磐の孔）。この孔は衣川北岸にはほぼ平行して三列あり、孔の相互間の距離間隔は一致しないが六・〇尺前後である。この孔の並列方向は河岸にはほぼ平行していて彼岸に向つていないので、橋梁ではない。舟つき棧橋である。

この孔に打ち立てた柱脚が二ヶ所残つていた（第19図渡船場柱脚(1)・第19図渡船場柱脚(2)）。岩磐の柱と孔脚との間隙には添木を打ち込み柱脚の動揺を防ぐようにしてある。（第20図渡船場柱脚の添木）。

わが国において渡船場の指定史跡になつてゐるのは、現在のところ福島県の鮎滝渡船場跡だけのようである。鮎滝渡

船場跡は伊達郡立子山村字船場（現在福島市内）にあり、文部省告示第四三二二号により昭和十二年十二月二十一日に指定史跡となつてゐる。福島駅より五十キロ、阿武隈川畔にあり、信夫伊達両郡を結ぶ交通の要衝であつて古来から渡船の要津として知られてゐた。明治八年、上流に架橋されて渡船は廃絶したが、繫船に利用された三箇の花崗岩塊には何れも綱を通した穴があり、又上陸地点には河石の平坦面を利用した敷石が長さ一〇メートル程しきつめられてゐる（第20図鮎滝渡船場）。鮎滝という地名は、阿武隈川が急湍であるため鮎の大群があられるように飛躍するので名づけられたものであるといふ。<sup>註1</sup>

衣川渡船場跡は、現在のところ何時頃のものであるか全く明証はない。明治以降のことをよく知つてゐる土地の故老に尋ねても何等手がかりをえることはできなかつた。近世藩政時代の古記録にもみあたらない。今後、本格的調査を渇水季に実施し、柱脚を掘り出しその底面の仕上げ手法やめど穴の有無、また岩磐の孔を発掘することによつて出土する土器等が明らかとなるならば、或は鮎滝に次ぐ貴重な史跡となるかも知れないのである。

この渡船場を上ると直ぐ道路に出る。道路は今回調査した長者ヶ原廢寺の南正門の前にいたる。渡船場の対岸は古道八千坂に直結し、展望のすばらしい尾根づたえに達谷ノ窟にいたる捷路で、いかにも古道の面影をとどめてゐる。洪水により、柱脚が流失する前に、この遺跡を調査することが緊要である。要望をのべて本章を終る。

註1 「福島県之文化財」、福島県教育委員会社会教育課編、昭和二十五年。福島県教育庁社会教育課にいたり板橋調査員は、「史跡鮎滝渡船場綴」を写した。これは昭和十二年指定となる際の調査報告書である。参考のため、次に全文を掲げる。

「 地 籍 調 査 (史蹟鮎滝ノ渡趾)」

郡	村	字	地番	地目	地積	住 所	土地所有者住所氏名
伊達郡	立子山	船場	四	山林	〇一八	立子山村字太蔵畑七番地	三浦房吉
同	同	同	一二	原野	〇〇八	同村字春田二十八番地	高橋倉八
同	同	川前	二三	山林	二二二二	同村字春田九十一番地	三浦定吉

右本村備附ノ土地台帳ニ照査シ相違ナキコトヲ証明ス

昭和十一年四月二十日

福島県伊達郡立子山村長 朝 倉 博 圃

其渡船場タリシ所ハ急湍中ニアリテ唯一ノ緩流面ニ當リ、上下二里、此地ヲ措キテ渡船ノ適地ナシ

繫船ニ利用セラレシハ、河岸ニ露出セル三個ノ花崗岩塊ニシテ、何レモ穿穴アリテ綱ヲ通シタルモノナリ、以テ水量ノ差ニヨリテ繫船ノ位置ヲ代ヘタルノ状ヲ知ルベシ、上陸地点ニハ徑二三尺程度ノ河石ノ平坦面ヲ利用シタル列石アリテ、長サ五間ニ達セリ、河水面ヨリノ高サ三間ノ崖際ニ渡守ノ宅趾アリ、今水田トナリテ礎石ヲ存セザルモ、対岸ハ指呼ノ中ニアリテ渡守ノ家居トシテハ其處ヲ得タルモノナリ、此地域ハ彼ノ和名抄ノ陸奥国信夫郡亘利郷ノ一部タリ、其亘利ノ渡船ヲ意味スルモノナルハ言フヲ俟タズ

昭和十一年七月 日

本県史蹟名勝天然紀念物調査主任

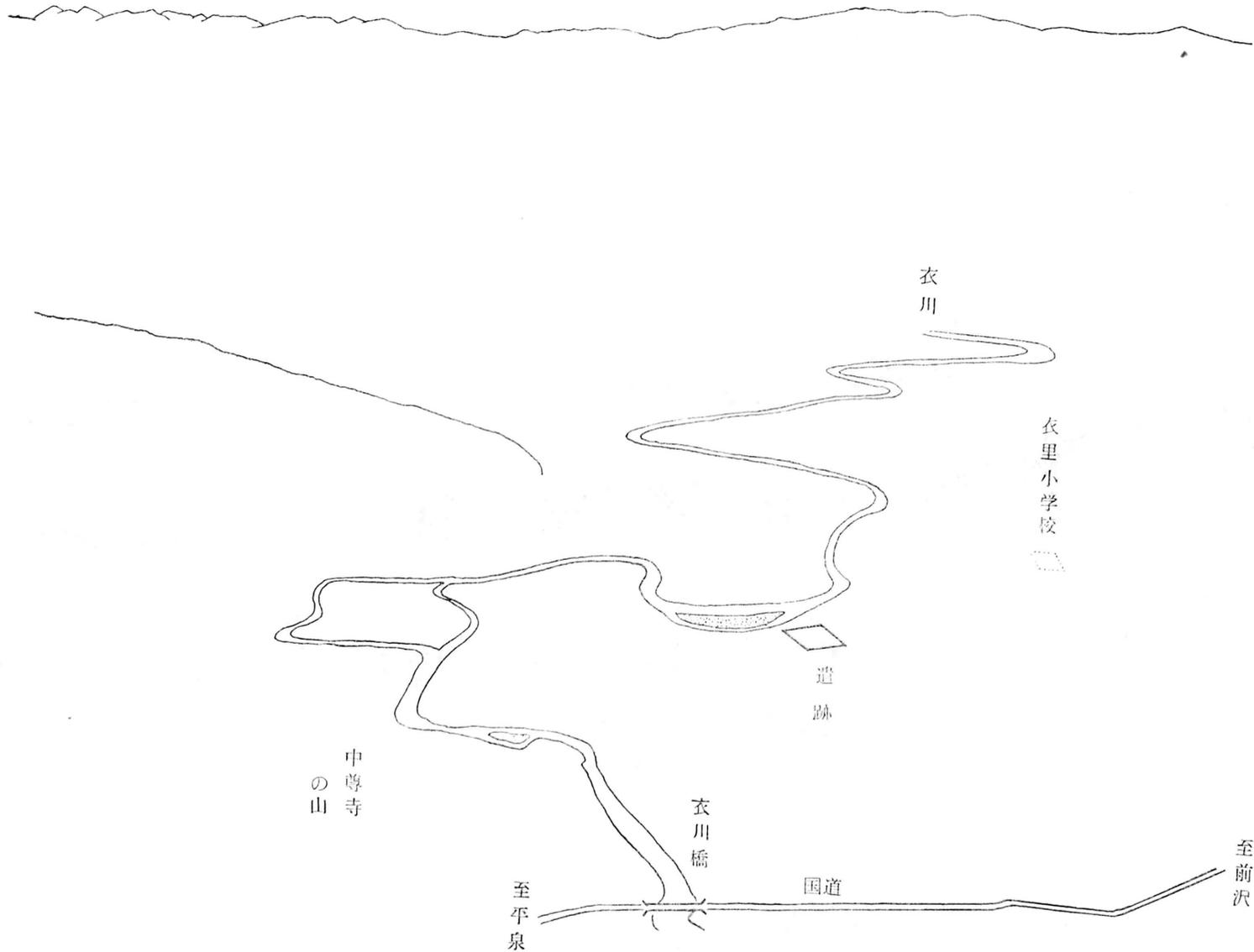
八 代 義 定 識

—— 昭和三三・十一・二七皇太子妃発表の日 ——



图

版



衣川

衣里小学校

道跡

中尊寺  
の山

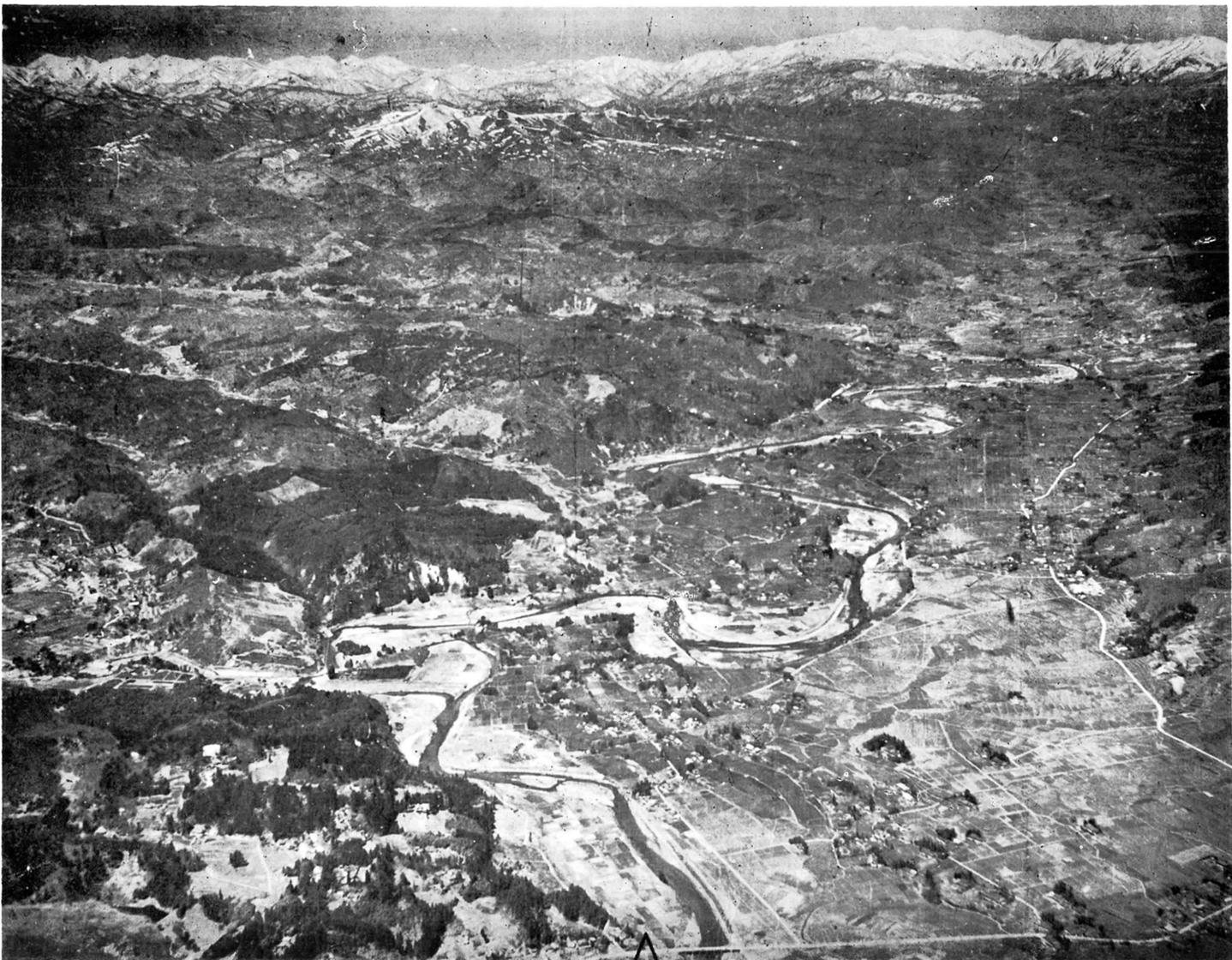
衣川橋

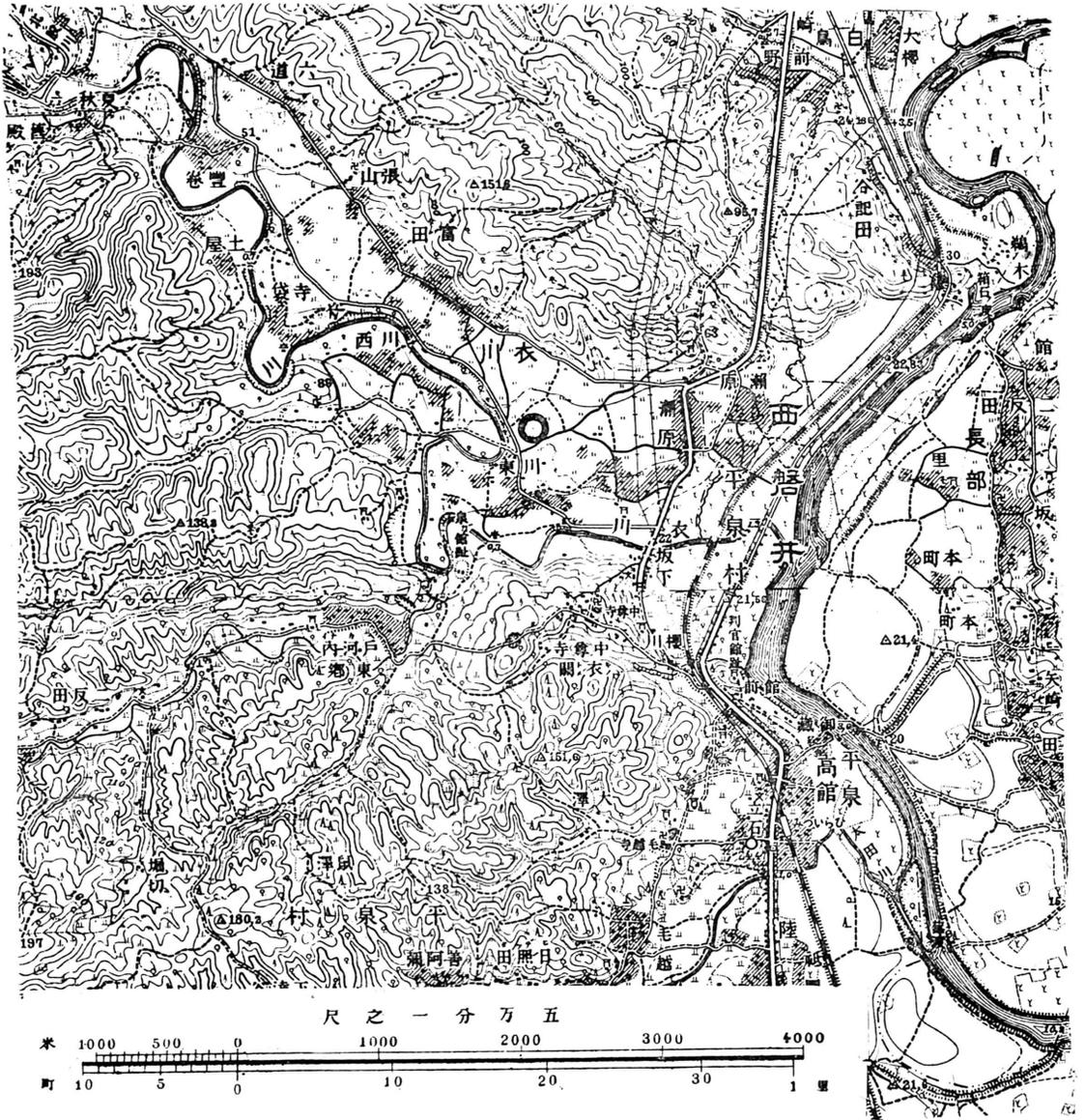
国道

至平泉

至前沢

遠景の白雪をいただく連峰は早春の奥羽山脈。東より西方に望む。著しい蛇行を示して手前（東方）に流れているのが衣川。東西に狭長な衣川流域平坦部のうち最も広い部分のほぼ中央に遺跡が立地している。四周の土塁が菱形に白くみえている。河北新報社提供。

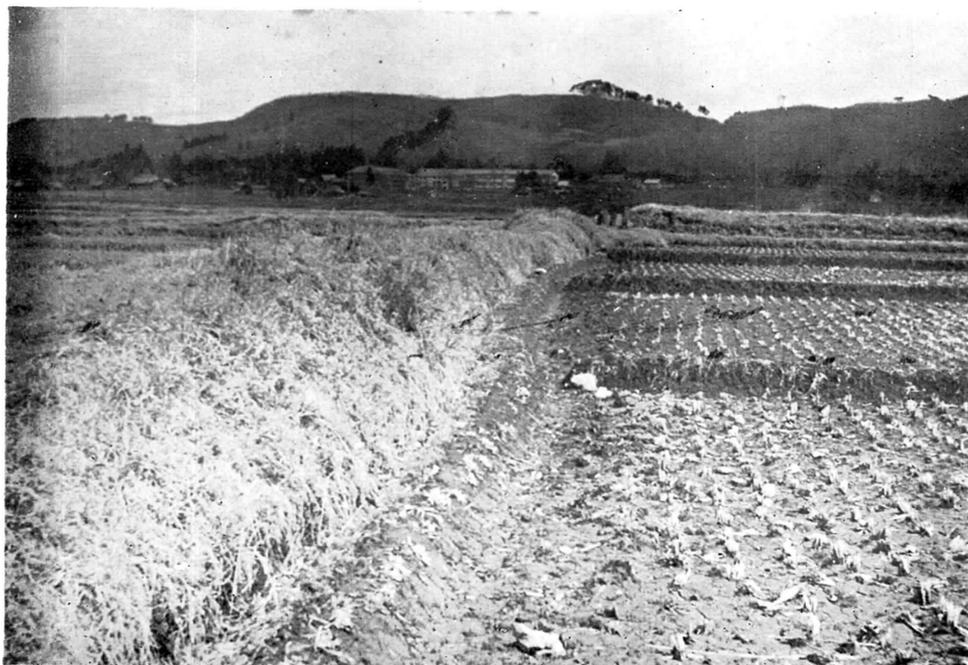




2 遺跡近傍5万分地形図

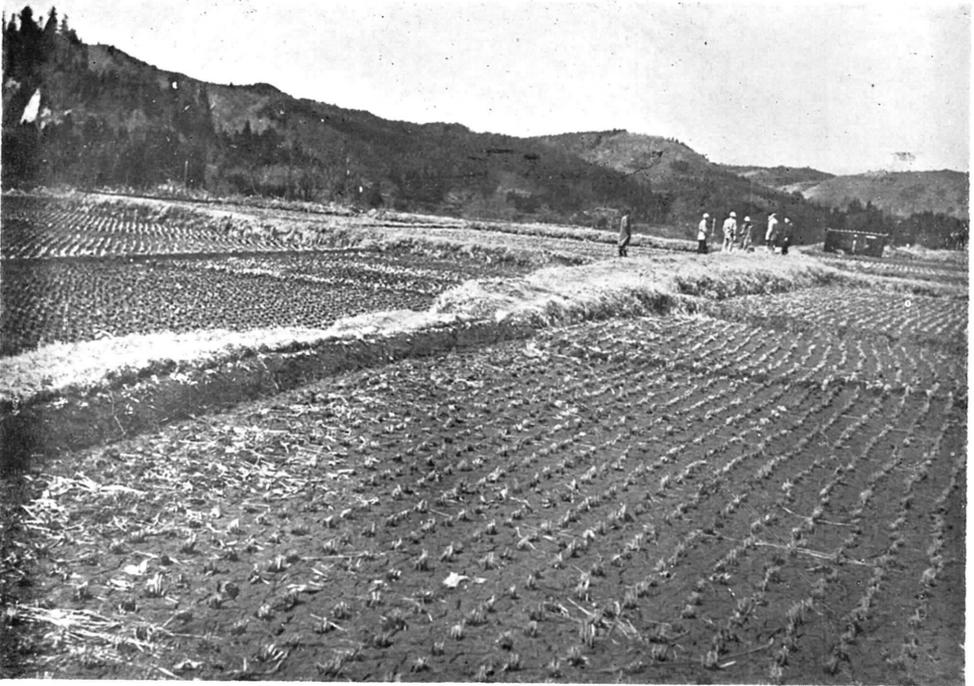
○印は遺跡地





- 1 遺跡全景航空写真 四周土塁が鮮明にあらわれている。廓内の白い部分が本堂跡。向つて左に点々がみえる部分が塔跡。南辺土塁のほぼ中央に白い点が見えているのは南門跡の礎石。北辺土塁に接して見える白い四角は調査用テント。南門跡のすぐ北方の白黒の陰影は調査撮影用の櫓である。向つて左方の川は衣川。河北新報社提供。
- 2 西辺土塁 西辺土塁を東南より北方に望む。遠景の建物は衣里小学校。土塁の上に墓地もみえる。

1

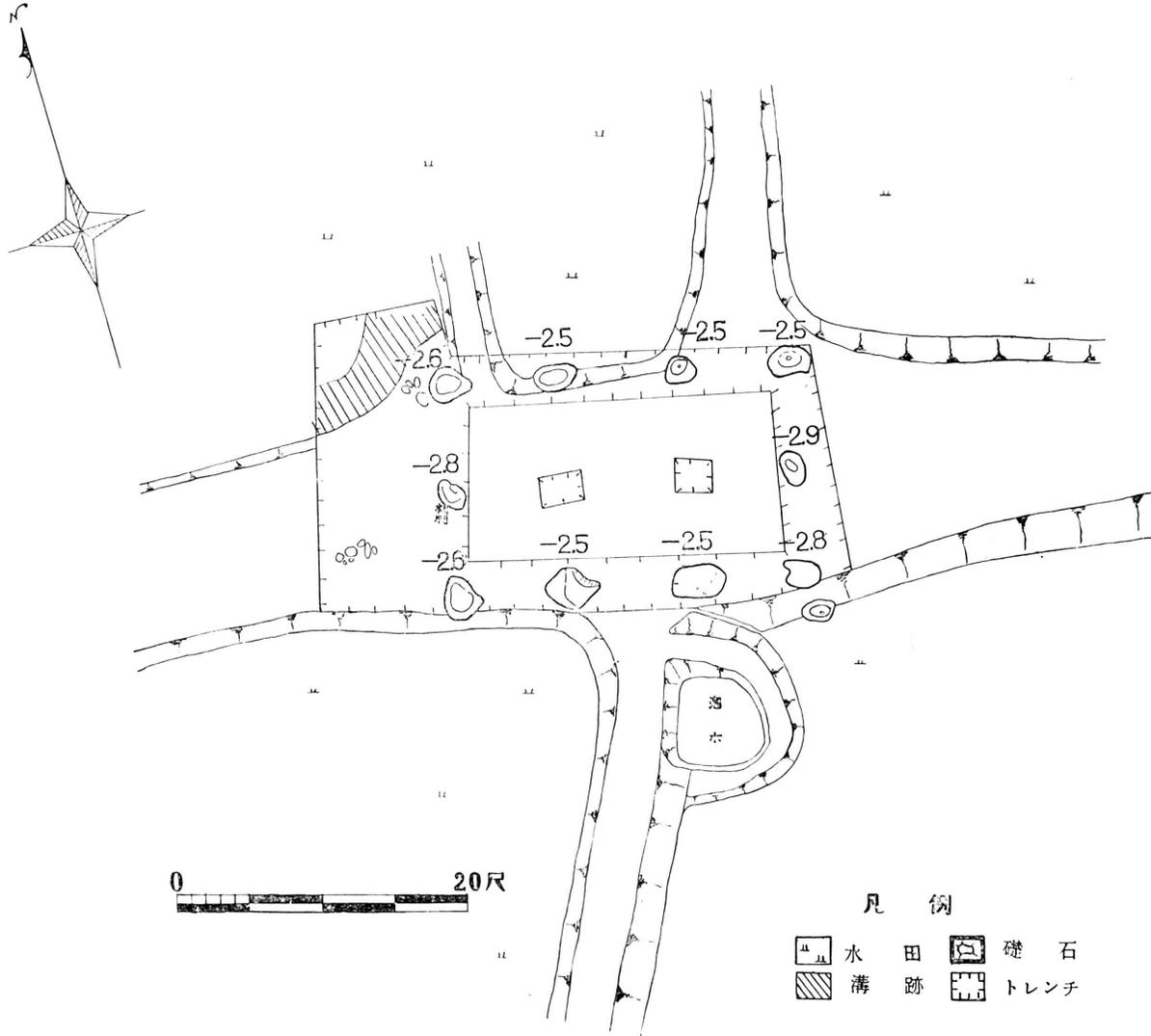


2



- 1 南辺土塁 南辺土塁を東北より西方に望む。人物の散見しているところに南門礎石が発見された。
- 2 四周土塁の東北隅 北辺土塁の上より東辺土塁（向つて右方にのびている）を望む。土塁の四隅はみなこのように略直角に屈曲している。

南門跡平面実測図



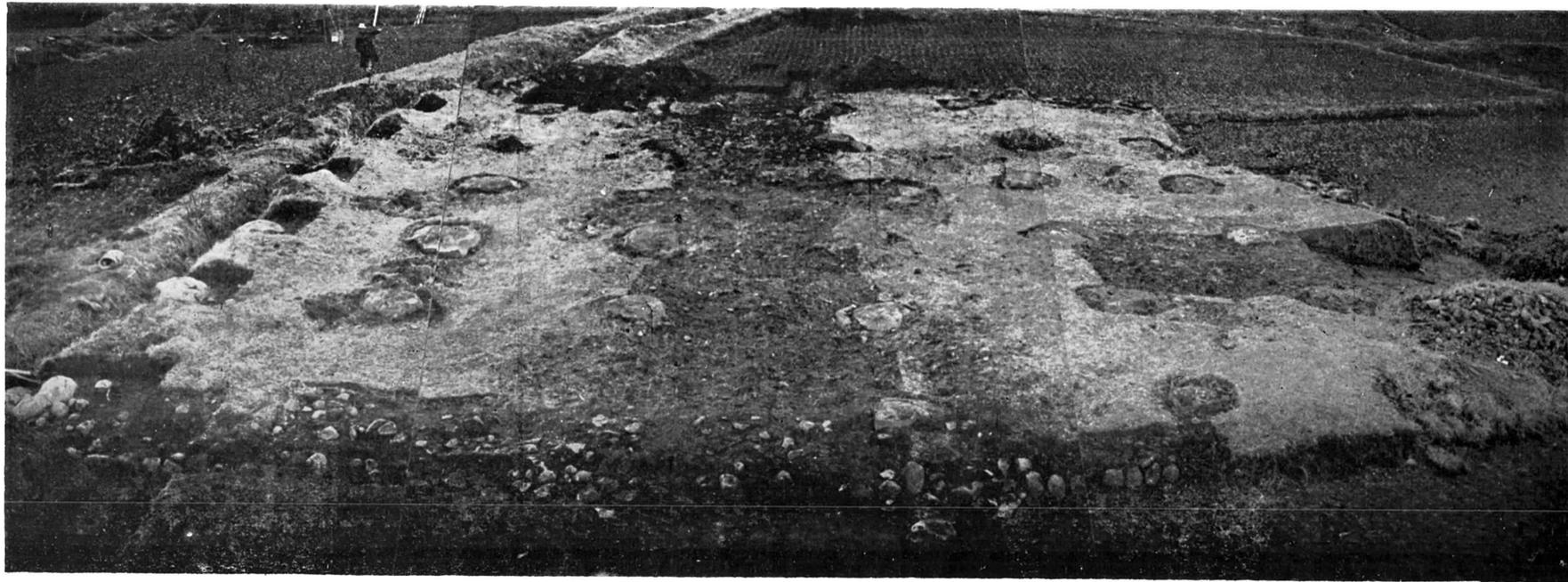


1

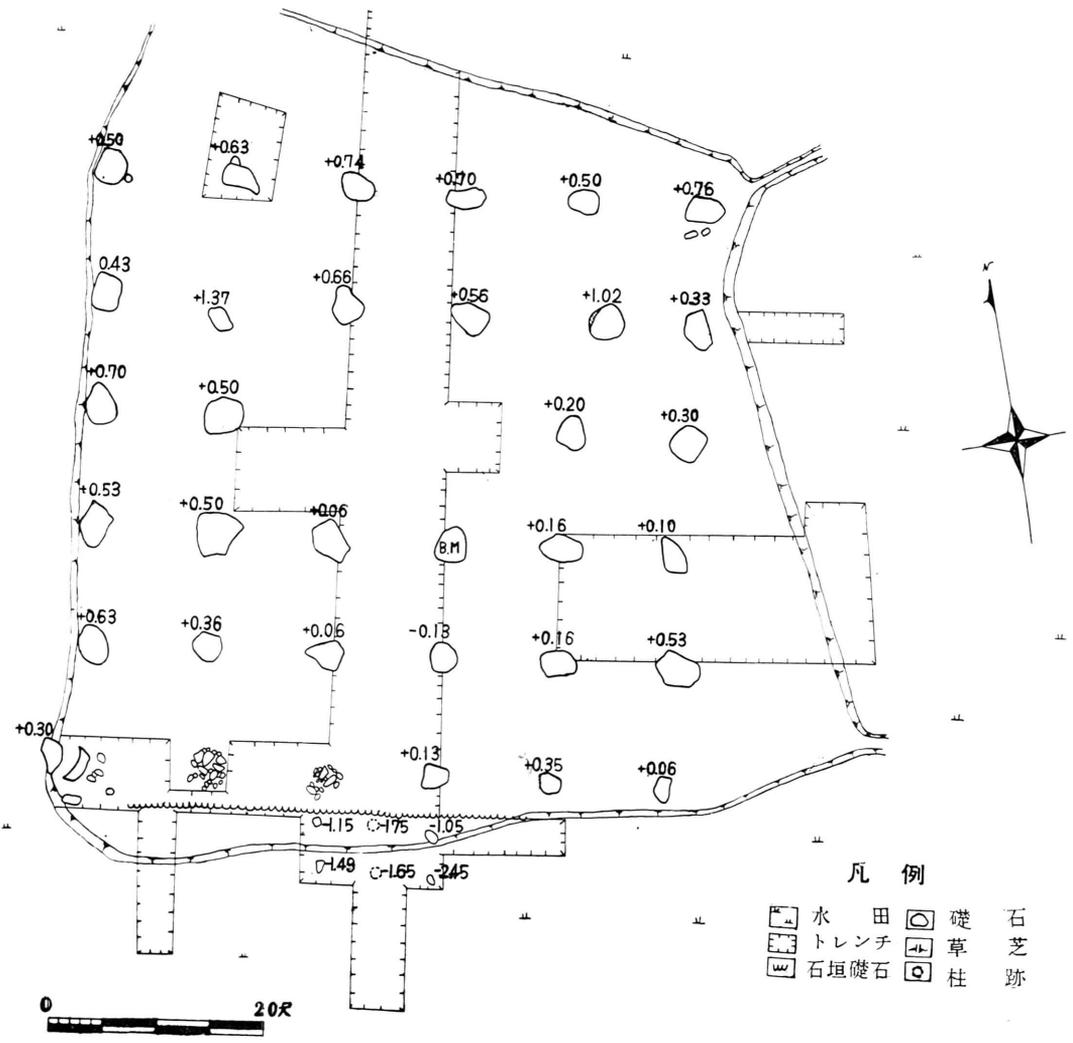


2

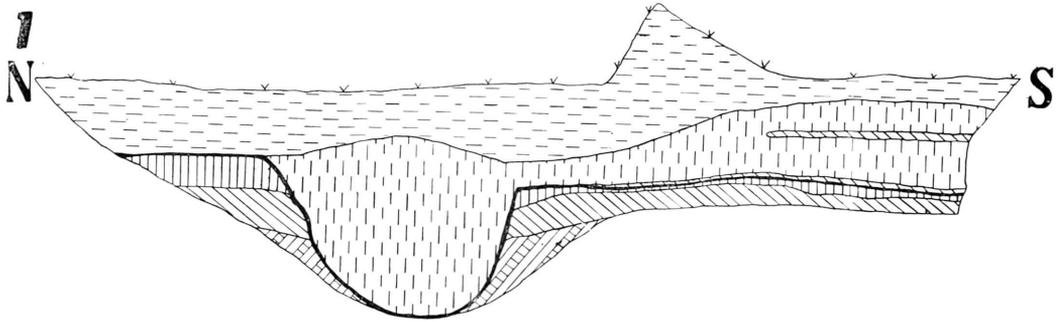
- 1 発掘直前の南門跡 北より南方に望む。近景の芝生道路は南門より本堂にいたるもの、左方より右方に延びているのが南辺土塁。芝生道路と南辺土塁と直交したところより向つて右方に南門跡が発見された。
- 2 南門跡 北より南方に望む。即ち最前列の礎石は本文においてC列礎石群と称したものである。



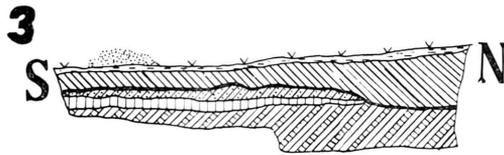
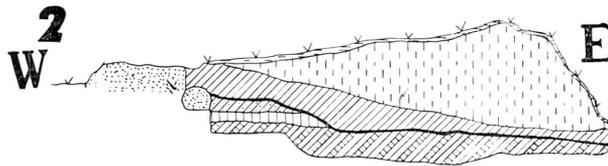
本堂跡 南より北方に望む。手前の近景（即ち南辺）に基壇南辺の土留用の石列がみえる。最前列の向つて左方（即ち西南隅）には破損の著しい礎石がみえ、その右手（即ち東方）に根石が2ヶ所みえている。



トレンチ断面図



0 5 尺



0 5 尺

凡例

- |  |          |  |        |          |           |
|--|----------|--|--------|----------|-----------|
|  | 表土層      |  | 黒色土層   | <b>1</b> | 南門跡西辺トレンチ |
|  | 黄色黒褐色混土層 |  | 黄褐色粘土層 | <b>2</b> | 本堂跡東辺トレンチ |
|  | 褐色土層     |  | 黄褐色土層  | <b>3</b> | 本堂跡北辺トレンチ |
|  | 黒褐色土層    |  | 礎石     |          |           |



1



2

- 1 発掘直前の本堂跡 南より北方に望む。遠景の建物は衣里小学校。嶺線上の森は伝説の陣場張山である。
- 2 本堂南正面基壇の土留め石列(1) 南正面基壇中央より西方を望む。



1

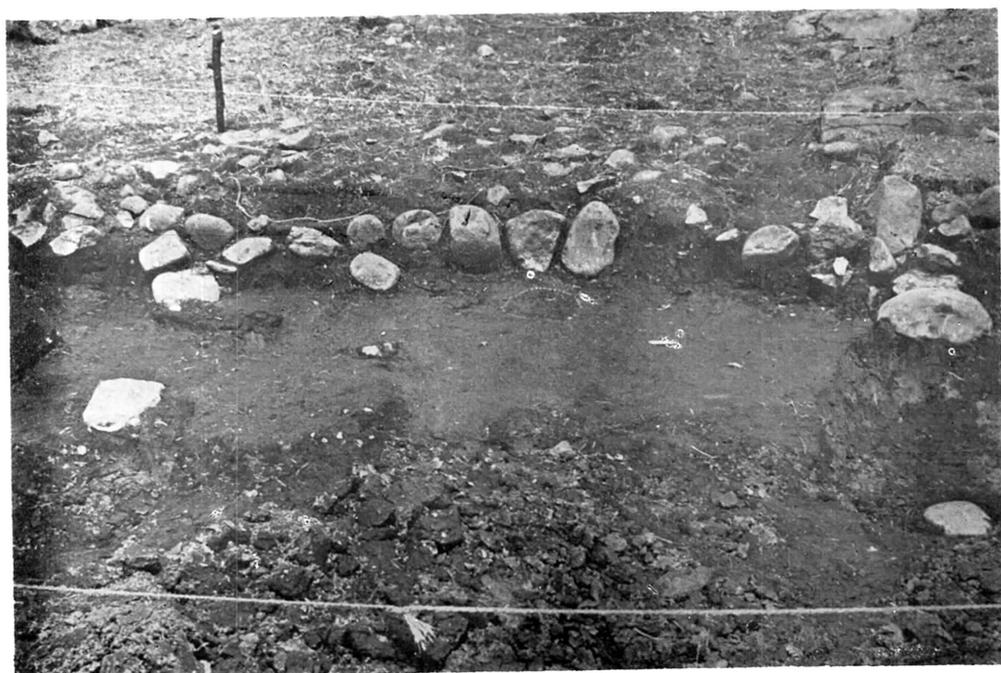


2

1 本堂南正面基壇の土留め石列(2) 南正面基壇中央より東方を望む。  
2 本堂基壇東辺のトレンチ 東南より西北に望む。



1



2

- 1 本堂基壇北辺のトレンチ西より東方に望む。
- 2 本堂南正面の階段跡 前面中央に土色の著しく異なる柱跡が2個所みえている。両側には階段の柱を支えたとみなされる礎石が2個ずつみえている。



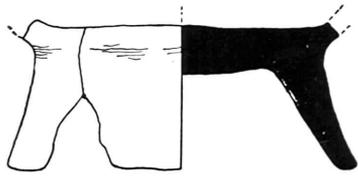
1



2

- 1 発掘直前の西方塔跡 西より東に望む。遠景の芝生地は本堂跡、近景の芝生地が西方塔跡である。
- 2 西方塔跡 東南より西方に望む。

本堂基壇西南隅より西方塔跡を望む  
 ポールの立つている芝生地が西方塔跡、近景は本堂  
 基壇の西南隅である。



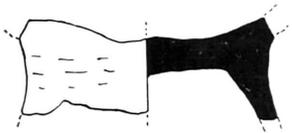
1



4



5



2



6



7

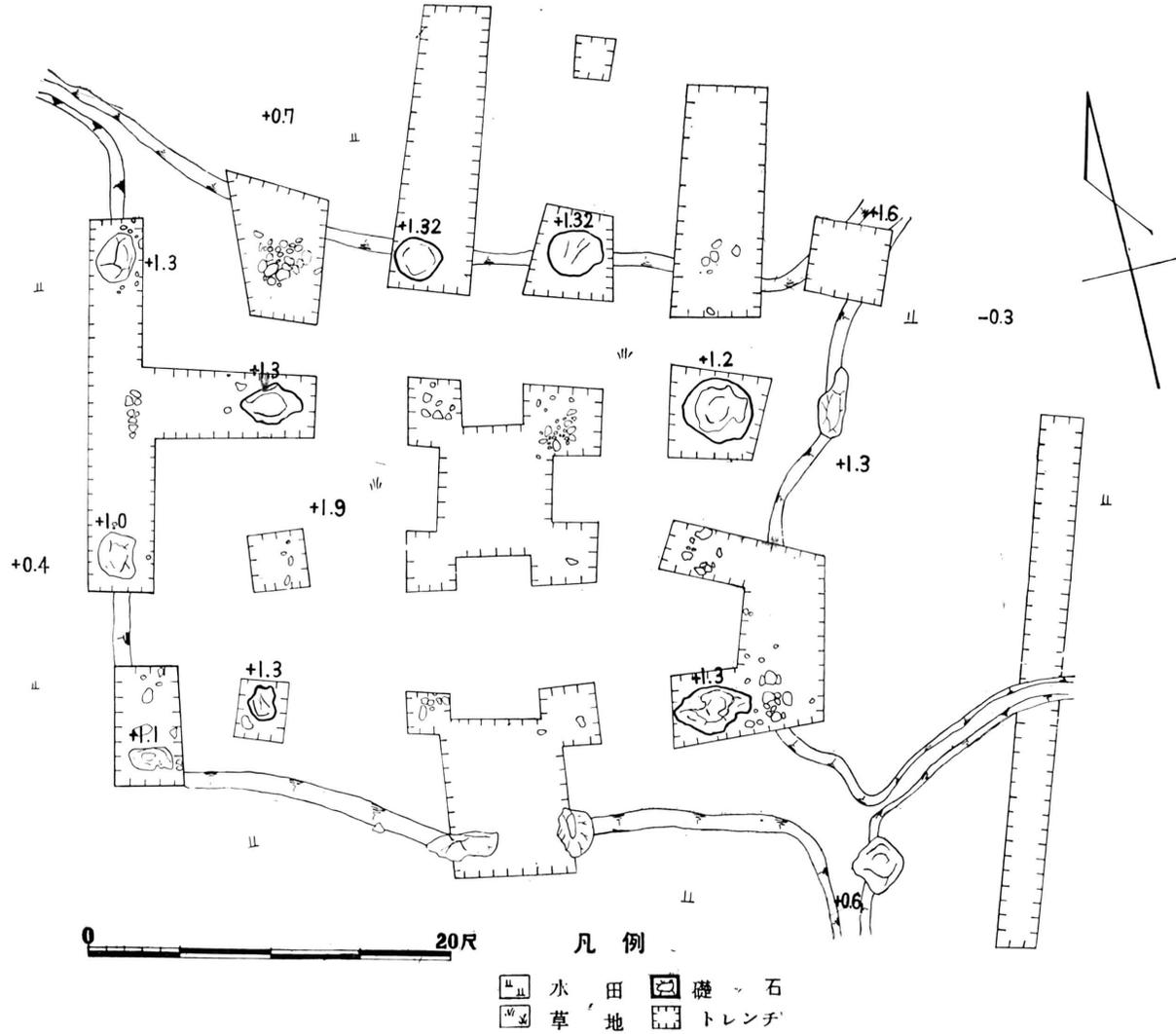


3



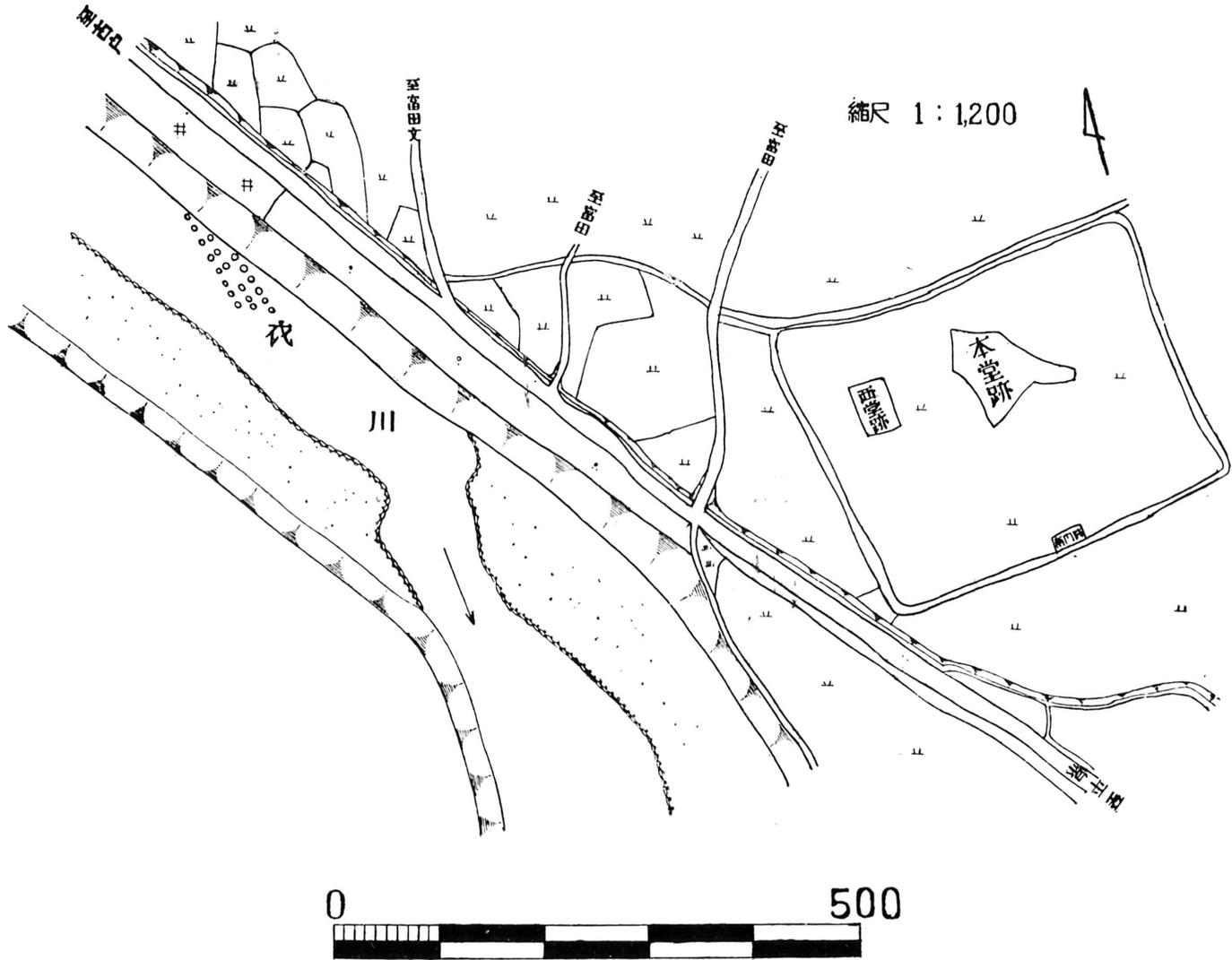
出土土師器

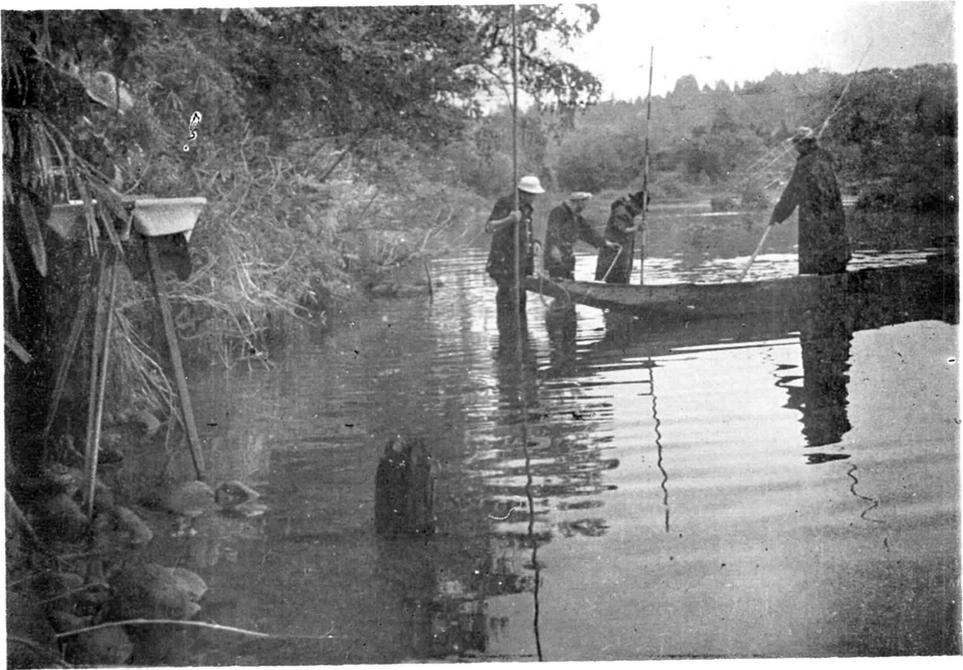
図版第一六



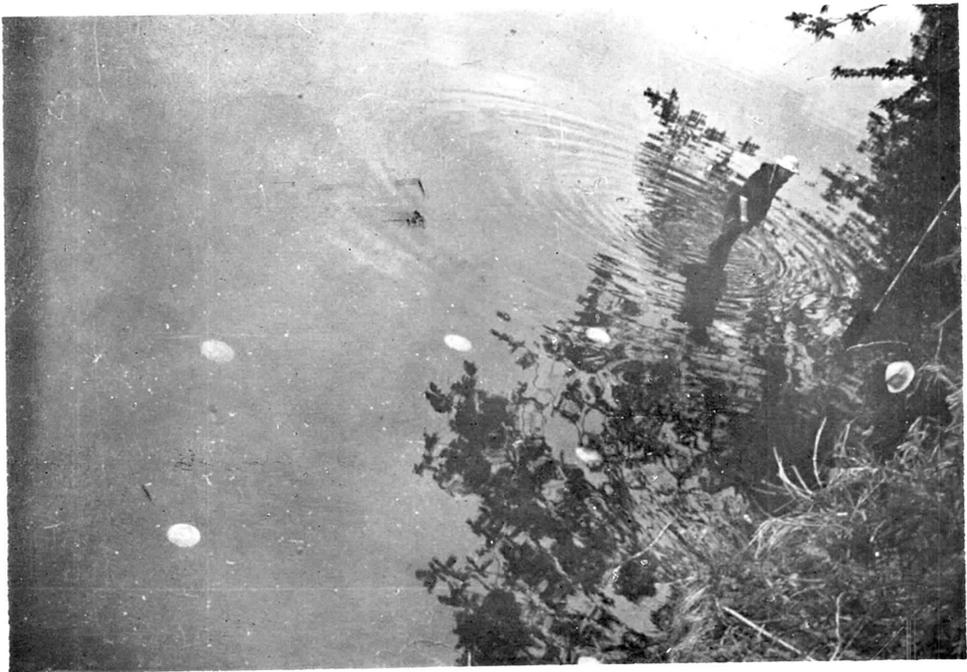
衣川渡船場跡

図版第一七





1



2

- 1 渡船場跡の調査 衣川上流より下流を望む。手前に柱脚の頭部がみえている。
- 2 渡船場柱脚の立っていた岩磐の孔 岩磐に穿った孔は水底にあり、河岸からはよくみえないのでその位置に大きな皿をおいて撮影した。  
図では2列しかみえないが、手前にもう1列ある。

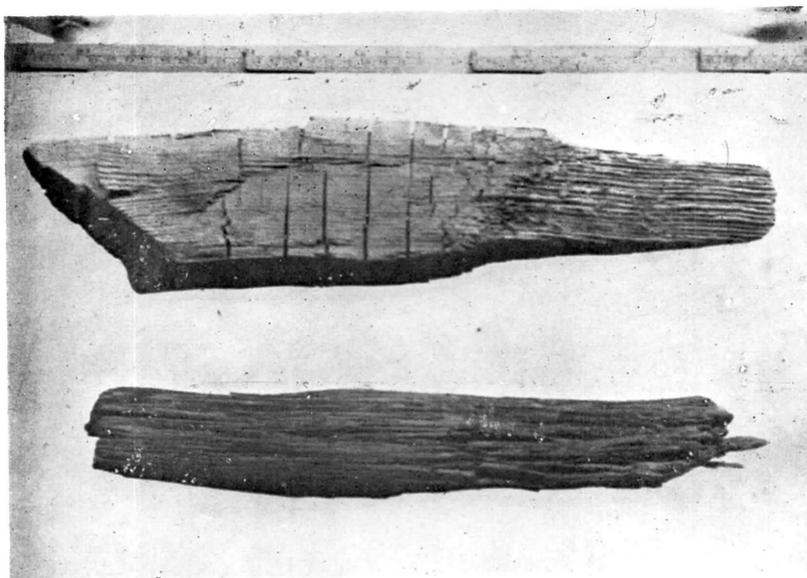
1



2



- 1 渡船場柱脚(1) 径6.0寸、材質はアカマツ。今後の再調査にそなえて取り上げずに現地にそのままおくことにしたので高さは未詳。
- 2 渡船場柱脚(2) 径5.5寸。材質はアカマツ。今後の再調査にそなえて掘り出さなかつたので高さは未詳。



1

1 渡船堰柱脚の添木

上の添木は、長さ1.2尺、材質はアカマツ。下の添木は長さ1.15尺。材質はナラであつた。



2

2 鮎滝渡船場

敷石のほかに、右手中央に船繋石がみえている。梅宮茂氏提供。

膽澤城跡（第二報）

田板  
中橋  
喜多  
美源

# 目次

第一章	調査の経過	一
第二章	調査の結果	七
1	A 地区	七
2	B 地区	三
3	C 地区	三
4	D 地区	五
5	E 地区	六
6	F 地区	七
第三章	結論	一七

## 図版挿図目次

第一図	改修工事計画概要図
第二図	A 地区実測図
第三図	A 地区発見の柱脚写真
第四図	門跡略図
第五図	B 地区実測図
第六図	C 地区実測図
第七図	D 地区実測図
第八図	E 地区実測図

## 第一章 調査の経過

膽澤城跡は大正十一年十月十二日に内務省告示第二七〇号を以つて国の史跡に指定された重要史跡である。

しかし、学術的発掘調査がなされることがないまま終戦時にいたつた。ところが終戦後、食糧増産農業政策遂行の一環として積雪寒冷単作地帯臨時措置法が制定され本県においても耕地整理が各地で広汎な地域にわたつて施行されることになつた。本史跡地域もそのうちに包含されることになつたので、史跡の現状に変更をきたすことが憂慮されるようになり、岩手県教育委員会は佐倉河村教育委員会及び水沢市教育委員会と共に耕地整理実施前に発掘調査をなし、遺跡の一部が判明するに及んでいよいよその声価が高まつた。

調査は昭和二十九年春から同三十年末にわたつて四回実施された。その成果は、岩手県教育委員会文化財調査報告第四集「膽澤城跡」（昭和三十三年三月、吉川弘文館）として出版されてある。

ところが、昭和三十三年秋にいたり、胆沢城内のほぼ中央を西から東に横断して流れ北上川に合流する九蔵川くさうの改修工事が胆沢川用排水改良事務所によつて施工されることとなり、そのことが同年十月十六日開催の県文化財専門委員会席上で議題となつたので、着工前に工事予定地域に限つて緊急調査すべきことが決定された。かくして、次の如き要項によつて発掘調査が実施されたのである。

○史跡胆沢城跡の現状変更に伴う発掘調査実施要領

### 一、目的

今般胆沢平野の灌漑排水路工事が実施され、史跡胆沢城跡指定地内にもかかわるので、当該史跡の重要性にかんが

み、工事施工前に発掘調査を実施し史跡保存上の適正を図る。

一、発掘調査の主体

岩手県教育委員会

水沢市教育委員会協力

二、発掘調査の期日

昭和三十三年十一月四日より同十日までの一週間

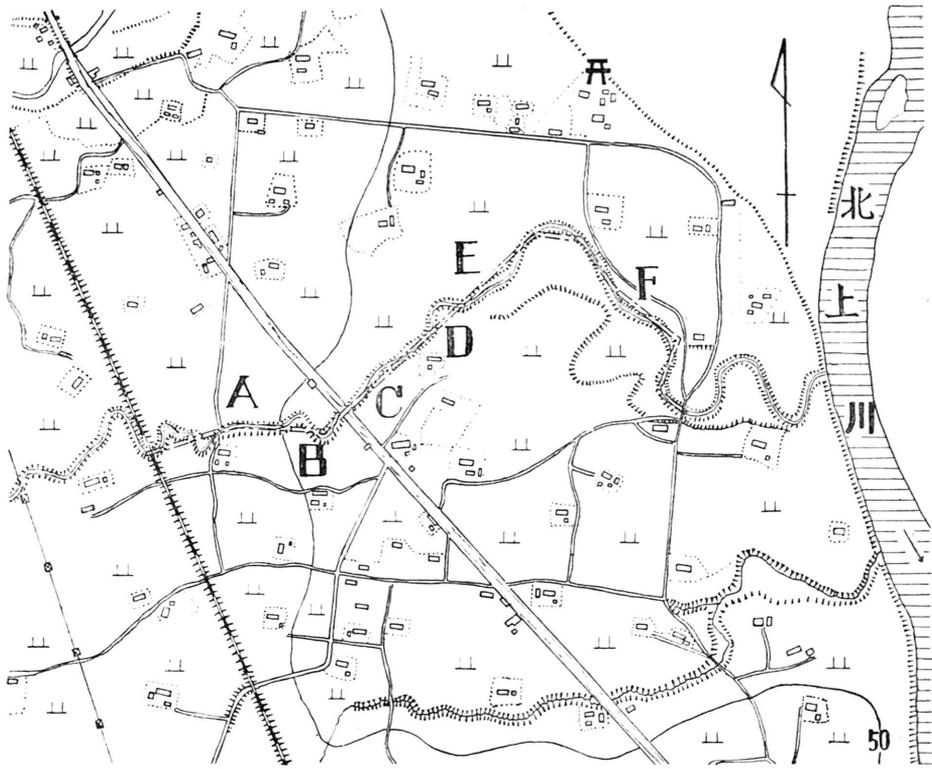
一、参加人員

指導	文化財保護委員会文部技官	齋藤忠
調査員	岩手県文化財専門委員	田中喜多美
調査員	岩手県文化財専門委員	板橋源
補助員	岩手県文化財研究室員	佐々木博康
同	同卒業生	菅原郁雄
同	同学生	松本保一
同	同	吉田正耕
同	同	豊田裕三
同	同	三浦節子
同	同	山屋洋子

十一月四日 快晴 調査員一同午前八時十二分盛岡発の汽車で水沢駅到着。直ちに宿泊先鎮守府八幡宮にいたり同所において現地側関係者と諸般の打合せを遂げ、引つづき胆沢川用排水改良事務所佐々木旺技師の案内をうけ現地の巡検をなす。午後、九蔵川改修工事第七号標柱附近にトレンチをいれ、他の班は胆沢城内城西辺道路の中央点を設定し東西中軸線をひく。人夫三名。九蔵川改修計画によれば、その総延長は東北本線九蔵川鉄橋直下を西端とし、これより東方一〇六五メートルに及ぶ。その側幅は平均二・七〇メートル、深さ約一・四〇メートル。落差高は五箇所に設けられ、ここにおいては二・〇〇〜二・六〇メートルの深さになる予定である。側幅最大の場合においても、天場・天場外側の法を加算した総幅員は一〇メートル程度である。且つ、改修路線を現地について巡検するに及んで、嘗ての九蔵川氾濫原が大部分を占めていることが明らかとなつたので、計画図だけをみて憂慮していたことがかなり軽減されるにいたつた。

この日、調査に関する諸般の打合せのため出席した現地側は胆沢川用排水改良事務所の佐々木旺技師と他一名のほか、胆江教育事務所長渡部尚氏・水沢市教育委員会小笠原功総務課長・及川和彦主事・胆沢平野土地改良区佐倉河地区副委員長高橋直三氏及び胆沢城跡保存会々々長高橋定之進氏・同副会長本明從雄氏・鎮守府八幡宮々司菅原鞆男氏等の諸氏であつて、打合せの後、もし時間に余裕があるならば、胆沢城跡に関する遺跡地をも発掘されたき旨の申出があつた。この点については、後日齋藤技官がみえられる筈になつていたので相談の上回答することとした。

十一月五日 晴 昨日トレンチをいれた地区において継続発掘を全日行ふ。この地区をC地区とよぶことにした。その理由は次の如くである。九蔵川を胆沢川用排水改良事務所や胆沢平野土地改良区では茂井羅北堰（しげいち）とよぶことにしている。さて、茂井羅北堰計画（即ち今回の九蔵川改修工事計画のこと）によつて、東北線九蔵川鉄橋直下を起点として下



凡例	
	水
	道
	宅
	八幡宮
	茂井羅北堰
	田
	地

第一図 改修工事計画概要図

流に沿つて、改修予定河心に標柱を第一号、第二号というように第二〇号まで打ちこんである。そこで、この標柱の位置と九蔵川の現在河床とを対照することによつて、史跡内の現地形の変更される地域が容易に判明するのである。このようにみえてくると、著しく現状変更をきたすとみなされる地区は六箇所である。このような地区を、上流から下流に向つてA地区（胆沢城周廓西辺道路と九蔵川との交叉点附近、標柱第二号と第三号の間の地区）・B地区（第四号と第五号標柱の間）・C地区（第七号と第八号の間）・D地区（第一〇号）・E地区（第二一・二三号）・F地区（第一八号）とよぶことにしたのである（第一図）。本日は昨日に引続きC地区の発掘と、B地区・C地区・D地区の現地形の平板測量（四〇〇分）をなした。人夫五名。

十一月六日 晴時々曇 C地区の発掘を終了しD地区をも発掘調査するも、この両地区においては何等の遺跡も発見されなかつた。E地区の現地形平板測量を終了し、C地区のトレンチのセクション（一〇〇分）をも終了。夕刻近くになつてからA地区の発掘に着手。柱脚らしきものを一本発見したが、その性格究明は明日にのばす。齋藤技官、佐々木補助員正午近く到着。齋藤技官は直ちに改修工事現況を巡見し現地指導をなす。

十一月七日 小雨後晴 A地区において昨日発見の柱脚より北九尺をへだてて柱脚一本、それより更に北八尺をへだてて柱脚一本、それより北二尺をひだてて柱脚一本、合計四本を発見する。南北の一線に発見された四本の柱脚を手がかりにして周囲を探索したが、確認することができなかつた。B・C・D・E四地区のレベルング測量終了。田中調査員は午後盛岡へ帰る。正午、県教育庁小形信夫主事現地にいたり夕刻帰る。人夫一一名。

十一月八日 小春日和の快晴 A地区出土の柱脚を撮影しA地区の平板実測（二〇〇分）をなす。午後より全体にわたり補掘をなし実測図の整理をなす。齋藤技官は午後一時二〇分のバスにて帰京。人夫一〇名。

第一章 調査の経過

一一月九日 曇 平板測量の補正及び後始末をなす。この日、人夫を使役せず。  
一一月十日 晴 午前八時四十五分金ヶ崎発の汽車で帰盛す。

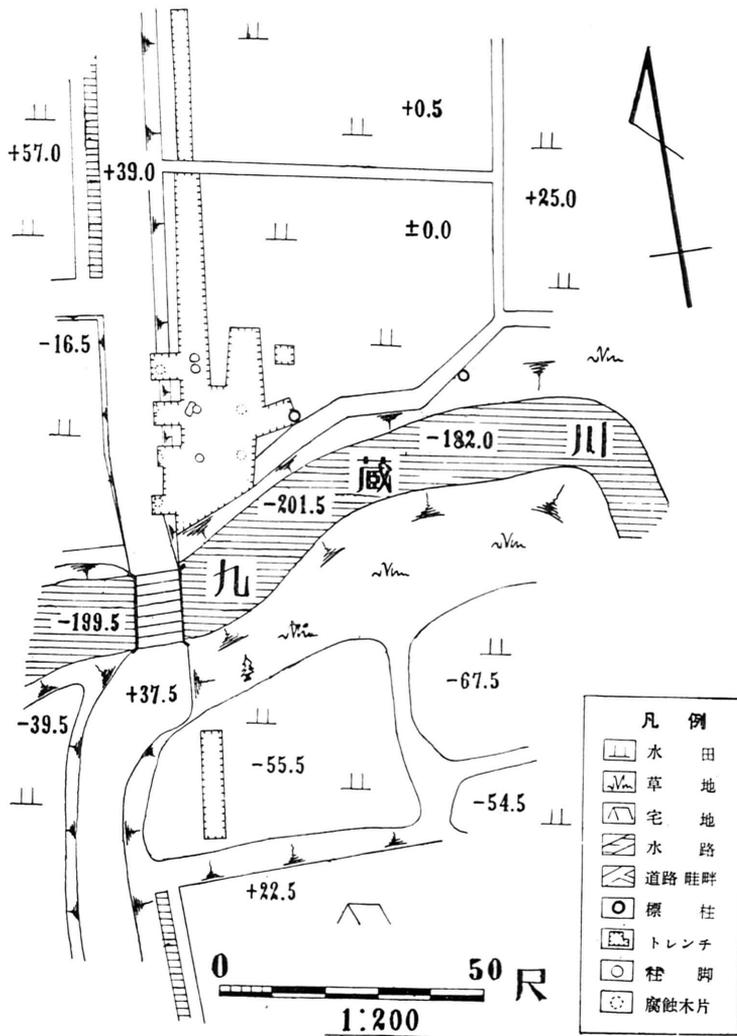
## 第二章 調査の成果

前章において既述した如く、今回の九蔵川改修工事はほぼ現河道に沿うて計画されており、現河道の屈曲点を直線コースに著しく改変する場所は六個所にすぎない。従つて調査対象として選定した地域はこれら六個所である。六個所の地区を九蔵川の上流からA・B・CというようにFまでの符号をもつてよぶことにした(第一図)。以下、A・B・Cの順序に従つて調査成果の概要を摘記すると次の如くである。

### 1 A 地区

この地区において、柱脚の四本と嘗て柱脚が存在していた痕跡とみとめられる木片の残存する地点五カ所、及び嘗ては柱脚が存在していたのではないかと思わしめるにたる土色の異つた箇所一カ所等が発見された。これは、これら十カ所の位置からみて、方形六町四方の内城周廓の西辺における門跡と想定されるので、その過程についてのべてみることにする。

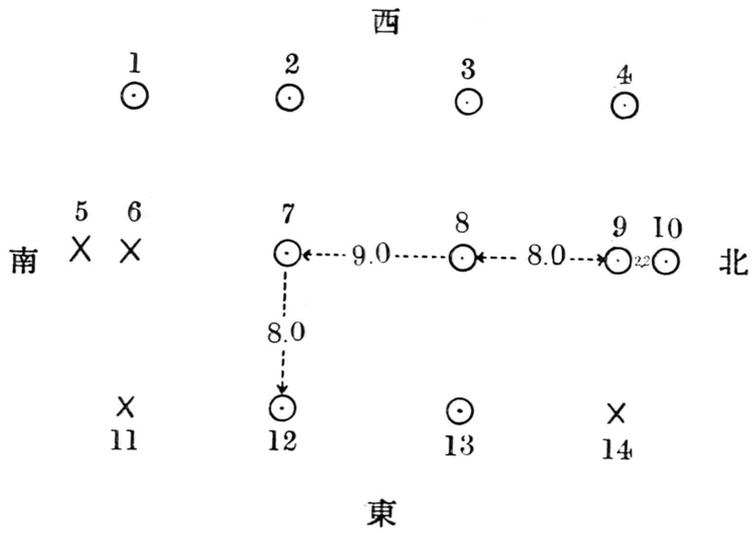
第二図の如く、九蔵川が方形六町四方の内城周廓の四辺道路と交叉する橋梁附近、即ち九蔵川北側で西辺周廓道路の内側(東側)において四本の柱脚がほぼ南北の一線に並んで発見された(第三図参照)。或は西辺周廓道路の東側に沿うて南北に延びている内城周柵の一部ではあるまいかと考えて、九蔵川を越えて南方に幅四尺長さ二十一尺のトレンチを、北方には幅五尺長さ三十五尺と幅三尺長さ二十九尺の二本のトレンチをいれて精査したが、柱脚は勿論のことその存在したらしい痕跡すら全く発見することができなかつた。このことによつて、内城西辺周柵でないことが明らかとな



第二図 A地区実測図



第三図 A地区発見の柱脚写真



第四図 門跡略図

つた。

四本の柱脚の南方と北方には共に何等の徴証がないが、西方と東方には徴証が存在する。第四図の略図に従つて摘記すると次の如くである。

1においては柱脚も柱脚の底部に挿入した木片も柱脚の腐蝕した残存木片も発見されなかつたが、柱脚を埋めたため掘つた方墳跡かとみられる混漚土壤が僅かに認められた。おそらく方形周廓の西辺道路改修工事の際か或は九蔵川の氾濫の際に破壊されたものであろう。2・3・4・12・13の五カ所においては著しく腐蝕した木片が発見された。木片の形状からみて、柱脚の残部ではなくて柱脚の底部に挿入したものである。5・6・11・14においては何等の痕跡をも認めることができなかった。5・6・11の三カ所は九蔵川氾濫の際破壊されたに相違ない。7・8・9・10の四ヶ所においては柱脚が発見された(第三図)。このうち、7と9と10の柱脚は掘り上げて鎮守府八幡宮まで運搬し保管を依頼しておいたが、8は腐蝕が著しいため掘り出すことはできなかった。触ればメタメタと崩れてしまうほどに腐蝕が甚しかつた。材質はいづれも栗らしい。掘り上げることのできた柱脚の寸法は次表の如くである。

柱脚番号	径 (尺)	高さ (尺)
第七号	一・一五	〇・七八
第九号	一・〇〇	〇・四六
第十号	一・〇五	〇・三九

この表で明らかな如く、従前の胆沢城跡において発見された柱脚にくらべると、直径の寸法は全く一致しているが、高さが著しく異つてゐる。従前発見のものは二尺から三尺の高さであるのに、今回発見されたものは著しく低い。おそらく、この西門が構築された頃は九蔵川は現在位置よりも南方を流

れておつたらしいのである(第二図のレベルを参照のこと)。しかるに、西門が存在していた頃か或は西門が廃絶した後かその時期は未詳であるが九蔵川の河道が北に転位し地中に埋め立てられていた柱脚部を地上に露出せしめるほどに氾濫し土壌を流し去つたことがあるらしい。そのために、地上に露出した部分は全く腐蝕して消滅し、僅かに地中に残つた部分だけが今回発見されたものと想定されるのである。柱頭は現耕土地表面から五寸乃至六寸下に存在していた。

西門の構造は西を正面とし桁行三間、梁間二間で、中の間は九尺、わきの間は八尺であるから、桁行の全長は二五尺梁間の全長は明確を確くがほぼ一五尺内外であつたのであろう。

今次発見の門跡を西門とよんだが、これは西方を正面としている門というほどの意味であつて、胆沢城における西正面の正門という意味ではない。西正門であるかどうかは、胆沢城の西部を全面発掘してからでないと、決定しがたいからである。参考までに今回発見の門跡の位置についてのべるならば、方形周廓道路西南隅から門跡の中間中心までは約一一四・五間あつた。さて、今回発見の門跡を胆沢城の東西中軸線からみるために、方形周廓西辺道路の全長をあげる必要がでてくる。この西辺道路の全長については、他の東辺、南辺、北辺の三辺の長さと同様に従来からいいならさられている数値がある。従来からいいならさられている類値は、昭和二十九年に実測したものと次表の如き差異があるのである。

そこで、今回発見の門跡の位置を西辺道路を通過する東西中軸線からみる場合に、西辺道路の長さを昭和二十九年の実測に従つて六町十間とみなせば、門跡は東西中軸線から七〇・五間ほど南に偏していることになるし、古くからいいならさられている数値即ち西辺道路の長さを六町とみなせば、門跡は東西中軸線から六五・五間ほど南に偏していることになるのである。

方形周廓四周道路の長さの表

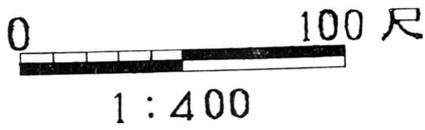
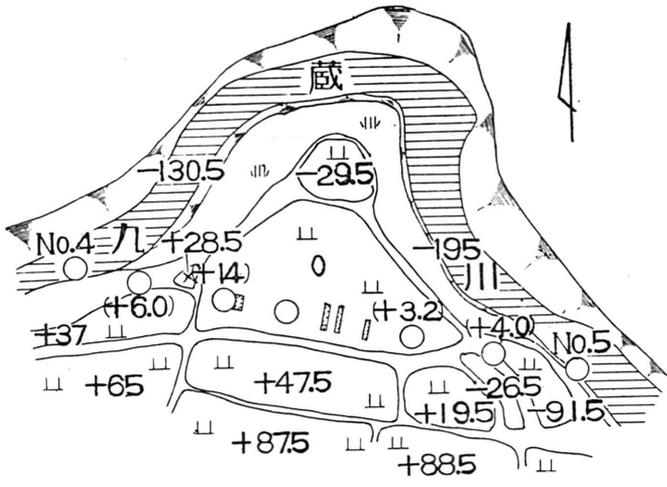
文献	四周の長さ			
	東 辺	西 辺	北 辺	南 辺
「八幡村風土記」 (年次未詳)	町間 5,38	町間 6,00	町間 5,57	町間 5,52
「封内風土記」 (昭和9年自序あり)	同上	同上	同上	同上
藤原相之助氏「日本先 住民族史」 (大正5年)	同上	同上	同上	同上
「岩手県史蹟調査報告」 (大正10年)	同上	同上	同上	同上
佐藤長三郎氏「鎮守府 八幡宮と胆沢城址」 (大正14年)	同上	同上	同上	同上
「胆沢郡誌」 (昭和5年)	同上	同上	同上	同上
昭和29年の実測	5,48	6,10	6,02	6,06

## 2 B 地区

第五図の如く、この地区においては、改修河心は西より草生地と三角形の水田を通過して東にいたる計画になつてゐるが、三角形水田は九蔵川河成段丘の第三段目にあたる低位置にある。即ち、三角形水田の南方の第一河成段丘上の水田からみると八七・五センチから八八・五センチ低く、第二河成段丘の水田からみると四七・五センチから三七・〇センチ低い。従つて、地形上、レベルからみただけでもこの地区には遺跡が存在するとは考えがたいのであるが、念のためトレンチを第五図の如く四カ所いれてみた。その結果、耕土の深さは約五寸、その下は床固めに客土した褐色粘土層が七寸から九寸の深さであり、さらにその下は嘗て九蔵川の氾濫によつて堆積した泥土となつてゐた。泥土層は三尺以上もある。しかも三角形水田は現河床からみても、僅か一三〇・五センチか一九五・〇センチしか高くないので、この地区には遺跡がないものと認定される。

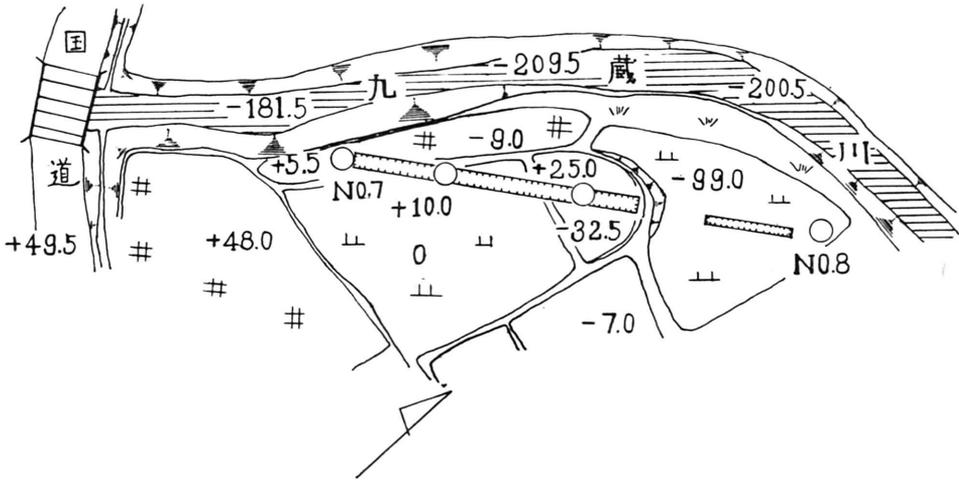
## 3 C 地区

国道の東側、九蔵川の南岸がC地区である。この地区においては第六図の如く、改修河心は国道と九蔵川が交叉する橋梁下から西に向つて狭長な水田・方形の水田・半月形の水田・三角形の水田等を通して東にいたる計画になつてゐる。これら水田のうち方形の水田は九蔵川河床より一八一・五センチから二〇九・五センチも高いので、或は遺跡が存在するかも懸念された。そのため、幅六尺東西の長さ一〇〇尺にわたる長大なトレンチと、幅三尺東西の長さ三〇尺のトレンチと、二本のトレンチをいれて精査したが、嘗ての約三尺ほどの河成堆積層であり、その下が砂礫層となつており、遺跡が何等存在しないことが明らかとなつた。



凡例	
	水田
	草地
	トレンチ
	杭

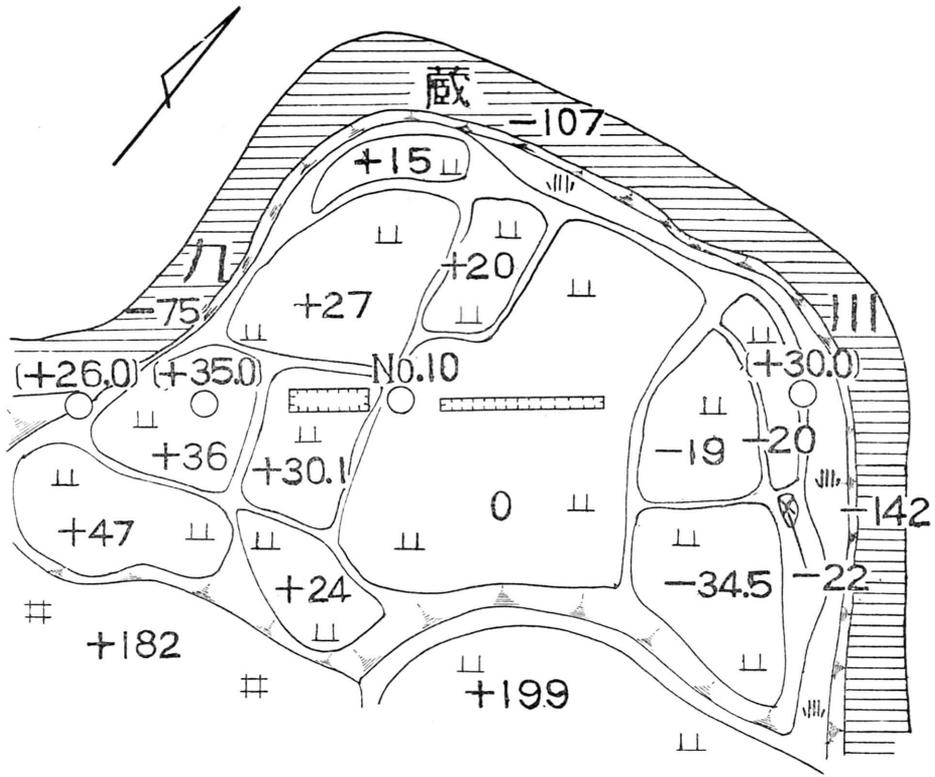
第五図 B地区実測図



凡例	
	水田
	草地
	トレンチ
	畑地
	杭

第六図 C地区実測図

4 D 地区

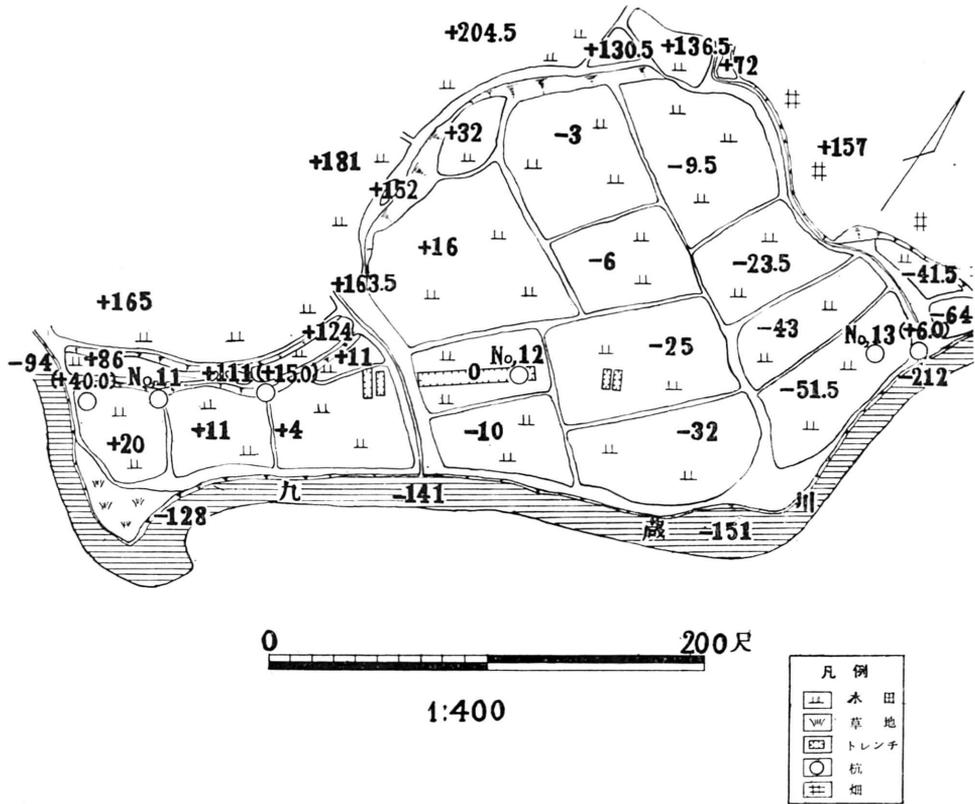


凡 例	
	水 田
	草 地
	トレンチ
	杭
	畑

第七図 D 地区 実 測 図

4 D 地区

この地区においては第七図の如く、改修河心は西より水田五枚を通過して東にいたる計画になっている。五枚の水田のレベルはそれぞれまちまちであるが、いづれも直近距離の現河床からみると一メートル内外しか高くない。また南方の水田、この水田は上位河成段丘であるが、この上位段丘からみると一・五メートルから一・九メートルも低い。念のためトレンチを二本いれて精査した結



第八図 E地区実測図

果をみても、低位河成段丘であることが判明したので遺跡が存在するとは考えがたい。耕土が約五寸、その下が客土した床固めの褐色粘土層が約五寸、その下が堆積礫層となっていた。

5 E地区

第八図に明らかな如く、この地区においては改修河心は西より数枚の水田を通過して東にいたる計画になっている。そして数枚の水田はそれぞれレベルはまちまちであるが、直近距離の現河床からみると一メートル内外しか高くない。また北方の水田、即ち上位河成段丘からみると一・五メートルから二メートル

ルも低い下位段丘である。遺跡があるとはとても考えられないところであるが、念のため五ヶ所を発掘してみたところ、耕土約五寸、その下は客土した床固めの褐色砂質粘土層が一尺内外あり、更にその下は堆積礫層となっており、果して遺跡があるとは認めがたい土層情況であつた。

## 6 F 地区

この地区は現地について巡検すると直ちに判明することであるが、地形学的にみると極めて若い運搬堆積による河成地域で、堆積礫がゴロゴロしており、且つ現河床面からみても一メートルとは高くない。従つて平板実測図を作成したり発掘するまでもないので、調査をしないことにした。

## 第三章 結論

改修工事は現在の九蔵川の流水河道を踏襲して計画され、僅かに六ヶ所において屈曲部を直線化することになつてゐる。六ヶ所のうち、四ヶ所（B・D・E・F地区）は明らかに極く若い河成低位段丘を切通すことになつてゐるので、遺跡はないものとみなされる。C地区は、前記四地区に比してやや高い地形のところを切通すことになつてゐるが、精査した結果、ここにも遺跡はみとめられなかつた。

ただ一ヶ所、即ちA地区において西向き門跡が発見された。しかし、残念なことには発見された柱脚の形状からみて管ての九蔵川氾濫による水害を著しく被つて破損の著しい遺跡であるので、九蔵川改修計画の変更を要請してまで、保存しなければならぬものではあるまいと考えられる。

発見された門跡柱脚は四本であるが、このうちの一本は腐蝕甚しく少しでも触れるならば原形を留めることなしに崩

壊し去るような状態であつた。他の三本は縄で結束し鎮守府八幡宮まで運搬し一時保管を依頼しておいたが、崩壊寸前までに腐蝕した柱脚は遂にとりあげることとは不可能であつた。掘上げた三本の柱脚も、既往の発掘調査の際発見した柱脚にくらべれば保存状態は著しく異なりブヨブヨに腐蝕している。形状においても異なり、今回のものは極く底部に近い部分だけで、長いものでも僅か〇・七八尺、短いものは〇・三九尺、もう一つのものは〇・四六尺にすぎなかつた。これら三本の柱脚は折角掘上げてみたものの、今後何年も経たぬうちにボロボロになつて現形を留めなくなるであろう。改修工事のシヤベルにかかつたならば、果して注意されたかどうか、危惧にたえないほどに腐蝕していたのである。改修工事前に、今回の発掘調査がなされ、胆沢城跡としては最初の門跡が発見できたことは、史跡保存上は勿論のこと胆沢城研究上からも誠に幸であつたといわざるをえないのである。この意味において、事前調査を企劃された県教育庁の措置と、協力を惜しまれなかつた水沢市教育委員会の誠意並びに萬般の便宜と好意を寄せられた地元胆沢城跡保存会の協力とに対し感謝せずにはおられないのである。

昭和三十四年四月三十日印刷  
昭和三十四年四月三十日發行

岩手県教育委員会

印刷 大典堂印刷所  
盛岡市材木町一二